

令和5年度
自己点検・評価報告書

令和6年8月31日

学校法人高知学園
高知リハビリテーション専門職大学

< 目 次 >

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 大学が定める基準に基づく自己評価	6
基準 I 使命・目的	6
基準 II 学生	10
基準 III 教育課程・学修成果	32
基準 IV 教員・職員	51
基準 V 内部質保証	61
基準 VI 地域との連携・特色	70

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の基本理念

建学の精神は、明治 32 年、現在の高知市桜井町に開設された「江陽学舎」を源流とする学校法人 高知学園 123 年の歴史の中で形作られた精神を踏襲している。すなわち、「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を教育の基本としている。高知学園のシンボルである「世界の鐘」の音に込められた「世界の平和と友愛」の精神の醸成にも努めている。この高知学園の建学の理念に基づき、「リハビリテーションに関する高度で専門的な知識と技能を修得した、至誠心に富み、信頼される理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ことを大学の理念としている。

2. 大学の目的

「教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理感と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献すること」を目的としている。

学部・学科の教育目的は、「高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ために、専門職大学を設置したものである。

3. 大学が育成する人材

急速な少子高齢化と人口減少の進行、医療技術の進歩、患者・利用者中心理念の浸透、医療・社会保障の制度改革等、保健医療福祉を取り巻く環境は大きく変化している。リハビリテーション医療においても、疾病構造の変化、高齢化やそれに伴う医療依存、複数疾病等への対応が急がれるとともに、医療や介護の現場ではインフォームドコンセントや自己決定、自立を尊重した対応が求められるようになってきている。

本学のリハビリテーション学部リハビリテーション学科は、保健医療福祉の普及及び向上に深く貢献できる「リハビリテーション分野の高度専門職業人」の養成に重点を置く。各専攻における養成する人材像は、次の通りである。

1) 理学療法学専攻

「保健医療福祉領域における理学療法士としての高度な専門的知識と技術に加えて、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う子どもから高齢者までの、幅広い年代における健康課題に対する解決力と経営等に関する基礎知識を身につけ、多職種と連携・協働しながら地域社会に貢献できる人材」である。

2) 作業療法学専攻

「保健医療福祉領域における作業療法士としての高度な専門的知識と技術に加えて、少子高齢社会における障害のある者及び高齢者や犯罪をした者等の地域における生活課題に対する解決力や、自立生活支援のための新たなサービスや機器開発等の着想ができる創造力を身につけ、関連する多職種間と連携・協働を行い、地域社会に貢献できる人材」である。

3) 言語聴覚学専攻

「保健医療福祉領域における言語聴覚士としての高度で専門的な知識と技術に加え、様々なコミュニケーションツールを身につけ、情報化社会の中で人と人をつなぐ能力を養い、多職種と連携しながら地域社会に貢献できる人材」である。

4. 大学の個性・特色

本学は、学校教育法第 83 条の 2 第 1 項に規定される専門職大学の目的である「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させること」を踏まえ、高い倫理性と豊かな人間性を有し、人間を統合的に理解する能力、科学的な学問体系から得られた理論にも裏付けられた優れた知識と技能等を強みに、企業等の現場における実務の主力を担うとともに、社会の変化に対応しつつ、継続的にスキルアップを図りながら、問題解決に向け科学的思考能力と主体的学修能力を備えたりハビリテーション専門職を育成している。中でも、各臨床実習の教育的効果を高め、より実践的な技術を身につけるために、臨床場面を想定した技能を学修する実習科目を配置する等、学生が主体的に学修に取り組めるような教育方法を積極的に取り入れている。

また、職業教育として、知識や技術を備えた者が、実際の社会でその力を発揮し、社会に貢献できる実践能力を有する人材を養成するため、本学の教育を次の 3 点にまとめている。

1) 人間教育

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面で関わる。保健医療職としての使命感や将来への目的意識、コミュニケーション能力、実行力や協調性等の基礎的能力を育成する本学では、学生の個別性を尊重し、その特性をのびし、人間的に成長するための支援をするとともに、豊かな人間性の形成と科学的思考力、問題解決能力、主体的学修力を高めるための教育を行う。特に職種間の連携にあたりその共通理解となる基礎医学と幅広い教養を身につける教育にも力を入れていく。

2) 実践的知識・実践的技術の修得

現場から求められる人材として実践的に活動できるようになるために必要な知識・

技術は膨大であり、本学の教育ですべてを修得できるものではない。本学の教育では、それらを備えた専門職になることを目指し、卒業時にはベースとなる部分を確実に備え、実践的かつ高度なものを自ら獲得できる力を備えるようになることを目指す。学生は、4年間の学修課程で「理論－演習－実践－統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基盤とした実践活動を学修する。また、将来にわたり理学療法・作業療法・言語聴覚療法の専門性を主体的に探究していく能力も育成する。そのために学生が主体的に学修に取り組めるように教育方法を工夫し、実践活動では本学の近隣地域を教育のフィールドに取り組むことを行う。

3) 地域貢献

本学は所在地である土佐市のみならず、高知県全体を含め地域の特性も踏まえ、健康寿命の延伸や介護予防等の地域住民の健康増進、高齢者や障害者自立支援、障害発生予防、障害児療育や特別支援教育、障害者の就労支援や生活活動支援等の取り組みの中核的役割を担える人材を育成する。また、これらの能力を地域社会で実践することで、専門職業人として貢献していくための応用力、実践力の育成を図ることが特徴である。

本学は上記の地域貢献に係る連携体制として、所在地である高知県土佐市との間で連携事業に関する協定書を、土佐市社会福祉協議会との間で、地域支援に関する協定書を締結するとともに、本学内に「スポーツ・サポート・センター」「ジョブ・サポート・センター」「コミュニケーション・サポート・センター」の3つのセンターを設置し、土佐市に限らず教育研究・地域貢献・地域連携を実施している。そして、これらのセンター活動の基盤となる科目と、地域連携に繋がる実習科目を配置することで、「実践の知」が修得できるようにしている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和43年 4月	高知リハビリテーション学院（3年制）開学
昭和50年 3月	高知リハビリテーション学院修業年限を4年制に変更
昭和55年12月	高知リハビリテーション学院専修学校に認定（高知県知事）
昭和62年 4月	高知リハビリテーション学院佛教大学通信教育部と教育提携
平成 5年 4月	高知リハビリテーション学院作業療法学科開設
平成 9年 4月	高知リハビリテーション学院言語療法学科開設
平成10年10月	高知リハビリテーション学院 校舎（本館）移転・新築（土佐市）
平成12年 4月	高知リハビリテーション学院人間総合科学大学と教育提携
平成14年 4月	高知リハビリテーション学院入学定員を30名から40名に変更承認
平成17年 4月	高知リハビリテーション学院理学療法学科の入学定員を40名から70名に変更承認
平成17年12月	高知リハビリテーション学院高度専門士の称号付与が認められる
平成26年 4月	高知リハビリテーション学院 校舎（別館）新築
平成29年 2月	高知リハビリテーション学院職業実践専門課程認定（文部科学省）
平成29年 4月	高知リハビリテーション学院一般社団法人リハビリテーション教育評価機構認定
平成30年10月	高知リハビリテーション専門職大学（リハビリテーション学部リハビリテーション学科）設置認可
平成31年 4月	高知リハビリテーション専門職大学開学

上記に示すように、学校法人高知学園が、これまでのリハビリテーション専門職養成実績を踏まえ、既設の専門学校「高知リハビリテーション学院」を発展的に改編し、新たに専門職大学を設置したものである。

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 高知リハビリテーション専門職大学
- ・ **所在地** 〒781-1102 高知県土佐市高岡町乙 1139-3
- ・ **学部構成**

リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
理学療法学専攻	（入学定員 70名）
作業療法学専攻	（入学定員 40名）
言語聴覚学専攻	（入学定員 40名）

高知リハビリテーション専門職大学

・ 学生数 (令和6年5月1日現在)

	1年次	2年次	3年次	4年次	計
理学療法学専攻	52	70	80	48	271
作業療法学専攻	15	20	24	20	93
言語聴覚学専攻	21	19	18	18	88
学科 計	88	109	122	86	452

・ 教員数 (令和6年5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	専攻計
理学療法学専攻	10	1	3	1	15
作業療法学専攻	4	1	2	2	9
言語聴覚学専攻	1	4	1	2	8
学科 計	15	6	6	5	32

・ 職員数 (令和6年5月1日現在)

	正職員	非常勤職員	臨時職員	計
人数	12	5	7	24
構成比	50%	21%	29%	100%

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の基本理念

建学の精神は、明治 32 年、現在の高知市桜井町に開設された「江陽学舎」を源流とする学校法人 高知学園 123 年の歴史の中で形作られた精神を踏襲している。すなわち、「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を教育の基本としている。高知学園のシンボルである「世界の鐘」の音に込められた「世界の平和と友愛」の精神の醸成にも努めている。この高知学園の建学の理念に基づき、「リハビリテーションに関する高度で専門的な知識と技能を修得した、至誠心に富み、信頼される理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ことを大学の理念としている。

2. 大学の目的

「教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理感と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献すること」を目的としている。

学部・学科の教育目的は、「高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ために、専門職大学を設置したものである。

3. 大学が育成する人材

急速な少子高齢化と人口減少の進行、医療技術の進歩、患者・利用者中心理念の浸透、医療・社会保障の制度改革等、保健医療福祉を取り巻く環境は大きく変化している。リハビリテーション医療においても、疾病構造の変化、高齢化やそれに伴う医療依存、複数疾病等への対応が急がれるとともに、医療や介護の現場ではインフォームドコンセントや自己決定、自立を尊重した対応が求められるようになってきている。

本学のリハビリテーション学部リハビリテーション学科は、保健医療福祉の普及及び向上に深く貢献できる「リハビリテーション分野の高度専門職業人」の養成に重点を置く。各専攻における養成する人材像は、次の通りである。

1) 理学療法学専攻

「保健医療福祉領域における理学療法士としての高度な専門的知識と技術に加えて、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う子どもから高齢者までの、幅広い年代における健康課題に対する解決力と経営等に関する基礎知識を身につけ、多職種と連携・協働しながら地域社会に貢献できる人材」である。

2) 作業療法学専攻

「保健医療福祉領域における作業療法士としての高度な専門的知識と技術に加えて、少子高齢社会における障害のある者及び高齢者や犯罪をした者等の地域における生活課題に対する解決力や、自立生活支援のための新たなサービスや機器開発等の着想ができる創造力を身につけ、関連する多職種間と連携・協働を行い、地域社会に貢献できる人材」である。

3) 言語聴覚学専攻

「保健医療福祉領域における言語聴覚士としての高度で専門的な知識と技術に加え、様々なコミュニケーションツールを身につけ、情報化社会の中で人と人とをつなぐ能力を養い、多職種と連携しながら地域社会に貢献できる人材」である。

4. 大学の個性・特色

本学は、学校教育法第 83 条の 2 第 1 項に規定される専門職大学の目的である「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させること」を踏まえ、高い倫理性と豊かな人間性を有し、人間を統合的に理解する能力、科学的な学問体系から得られた理論にも裏付けられた優れた知識と技能等を強みに、企業等の現場における実務の主力を担うとともに、社会の変化に対応しつつ、継続的にスキルアップを図りながら、問題解決に向け科学的思考能力と主体的学修能力を備えたりハビリテーション専門職を育成している。中でも、各臨床実習の教育的効果を高め、より実践的な技術を身につけるために、臨床場面を想定した技能を学修する実習科目を配置する等、学生が主体的に学修に取り組めるような教育方法を積極的に取り入れている。

また、職業教育として、知識や技術を備えた者が、実際の社会でその力を発揮し、社会に貢献できる実践能力を有する人材を養成するため、本学の教育を次の 3 点にまとめている。

1) 人間教育

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面で関わる。保健医療職としての使命感や将来への目的意識、コミュニケーション能力、実行力や協調性等の基礎的能力を育成する本学では、学生の個別性を尊重し、その特性をのびし、人間的に成長するための支援をするとともに、豊かな人間性の形成と科学的思考力、問題解決能力、主体的学修力を高めるための教育を行う。特に職種間の連携にあたりその共通理解となる基礎医学と幅広い教養を身につける教育にも力を入れていく。

2) 実践的知識・実践的技術の修得

現場から求められる人材として実践的に活動できるようになるために必要な知識・

技術は膨大であり、本学の教育ですべてを修得できるものではない。本学の教育では、それらを備えた専門職になることを目指し、卒業時にはベースとなる部分を確実に備え、実践的かつ高度なものを自ら獲得できる力を備えるようになることを目指す。学生は、4年間の学修課程で「理論－演習－実践－統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基盤とした実践活動を学修する。また、将来にわたり理学療法・作業療法・言語聴覚療法の専門性を主体的に探究していく能力も育成する。そのために学生が主体的に学修に取り組めるように教育方法を工夫し、実践活動では本学の近隣地域を教育のフィールドに取り組むことを行う。

3) 地域貢献

本学は所在地である土佐市のみならず、高知県全体を含め地域の特性も踏まえ、健康寿命の延伸や介護予防等の地域住民の健康増進、高齢者や障害者自立支援、障害発生予防、障害児療育や特別支援教育、障害者の就労支援や生活活動支援等の取り組みの中核的役割を担える人材を育成する。また、これらの能力を地域社会で実践することで、専門職業人として貢献していくための応用力、実践力の育成を図ることが特徴である。

本学は上記の地域貢献に係る連携体制として、所在地である高知県土佐市との間で連携事業に関する協定書を、土佐市社会福祉協議会との間で、地域支援に関する協定書を締結するとともに、本学内に「スポーツ・サポート・センター」「ジョブ・サポート・センター」「コミュニケーション・サポート・センター」の3つのセンターを設置し、土佐市に限らず教育研究・地域貢献・地域連携を実施している。そして、これらのセンター活動の基盤となる科目と、地域連携に繋がる実習科目を配置することで、「実践の知」が修得できるようにしている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和43年 4月	高知リハビリテーション学院（3年制）開学
昭和50年 3月	高知リハビリテーション学院修業年限を4年制に変更
昭和55年12月	高知リハビリテーション学院専修学校に認定（高知県知事）
昭和62年 4月	高知リハビリテーション学院佛教大学通信教育部と教育提携
平成 5年 4月	高知リハビリテーション学院作業療法学科開設
平成 9年 4月	高知リハビリテーション学院言語療法学科開設
平成10年10月	高知リハビリテーション学院 校舎（本館）移転・新築（土佐市）
平成12年 4月	高知リハビリテーション学院人間総合科学大学と教育提携
平成14年 4月	高知リハビリテーション学院入学定員を30名から40名に変更承認
平成17年 4月	高知リハビリテーション学院理学療法学科の入学定員を40名から70名に変更承認
平成17年12月	高知リハビリテーション学院高度専門士の称号付与が認められる
平成26年 4月	高知リハビリテーション学院 校舎（別館）新築
平成29年 2月	高知リハビリテーション学院職業実践専門課程認定（文部科学省）
平成29年 4月	高知リハビリテーション学院一般社団法人リハビリテーション教育評価機構認定
平成30年10月	高知リハビリテーション専門職大学（リハビリテーション学部リハビリテーション学科）設置認可
平成31年 4月	高知リハビリテーション専門職大学開学

上記に示すように、学校法人高知学園が、これまでのリハビリテーション専門職養成実績を踏まえ、既設の専門学校「高知リハビリテーション学院」を発展的に改編し、新たに専門職大学を設置したものである。

2. 本学の現況

- ・ **大学名** 高知リハビリテーション専門職大学
- ・ **所在地** 〒781-1102 高知県土佐市高岡町乙 1139-3
- ・ **学部構成**

リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
理学療法学専攻	（入学定員 70名）
作業療法学専攻	（入学定員 40名）
言語聴覚学専攻	（入学定員 40名）

高知リハビリテーション専門職大学

・ 学生数（令和6年5月1日現在）

	1年次	2年次	3年次	4年次	計
理学療法学専攻	52	70	80	48	271
作業療法学専攻	15	20	24	20	93
言語聴覚学専攻	21	19	18	18	88
学科 計	88	109	122	86	452

・ 教員数（令和6年5月1日現在）

	教授	准教授	講師	助教	専攻計
理学療法学専攻	10	1	3	1	15
作業療法学専攻	4	1	2	2	9
言語聴覚学専攻	1	4	1	2	8
学科 計	15	6	6	5	32

・ 職員数（令和6年5月1日現在）

	正職員	非常勤職員	臨時職員	計
人数	12	5	7	24
構成比	50%	21%	29%	100%

Ⅲ. 大学が定める基準に基づく自己評価

基準Ⅰ 使命・目的**I-1. 使命・目的及び教育目的の設定**

項目	評価の視点
I-1. 使命・目的及び教育目的の設定	I-1-① 専門職大学が担う使命・理念・目的及び教育目的を設定していること。
	I-1-② 使命・理念・目的及び教育目的を、学則に明示するとともに、社会に公表していること。
	I-1-③ リハビリテーション分野の専門職大学として、各専門職の養成する人材像を設定していること。

(1) I-1 の自己判定

「満たしている」

(2) I-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**I-1-① 専門職大学が担う使命・理念・目的及び教育目的を設定していること。**

学校法人高知学園は、教育の基本を「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」とし、建学の精神として踏襲している。このことを使命として、専門職大学が担う特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができるよう、本学は「リハビリテーションに関する高度で専門的な知識と技能を修得した、至誠心に富み、信頼される理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ことを大学の理念としている。そして目的は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理感と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献すること」であり、リハビリテーション分野の人材の育成を通して、地域社会に貢献するためのものとしている。

リハビリテーション学部リハビリテーション学科の教育目的は、「高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」であり、この教育目的に従って大学及び各専攻のディプロマ・ポリシーを明確に設定している【資料 I-1-1】。

<エビデンス集>

【資料 I-1-1】2023 年度 学生便覧 pp. 1～3 学長からのメッセージ、教育目的

I-1-② 使命・理念・目的及び教育目的を、学則に明示するとともに、社会に公表していること。

大学の使命・理念は、学長からのメッセージとして学生便覧に明示するとともに、大学ホームページにて社会に公表している。目的は学則第1条に明記し、教育目的は学則第5条第2項に明記するとともに、大学ホームページにて社会に公表している【資料I-1-1】【資料I-1-2】【資料I-1-3】。

<エビデンス集>

【資料I-1-1】2023年度 学生便覧 pp.1~3 学長からのメッセージ、教育目的

【資料I-1-2】高知リハビリテーション専門職大学学則 p.1 第1条目的

【資料I-1-3】大学ホームページ（大学の理念・目的・教育目的）

I-1-③ リハビリテーション分野の専門職大学として、各専門職の養成する人材像を設定していること。

本学のリハビリテーション学部リハビリテーション学科は、保健医療福祉の普及及び向上に深く貢献できる「リハビリテーション分野の高度専門職業人」の養成に重点を置いている。

養成する能力としては、社会環境の変化に伴う様々なニーズに対応できるよう、感性に富み、人の価値観や意思を尊重する豊かな人間性と強い倫理感に加え、科学的見地と幅広い学識を持ち、専門性を深く理解し生涯にわたり自己研鑽していく能力や、広い視野から物事を捉える状況対応力や問題を見抜き解決できる実践力を掲げている。そして、住み慣れた地域において、健康で自立した生活をしたいという高齢者や障害者等のニーズに対応できるよう、地域における保健医療福祉サービスのチームの一員として、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が十分に専門性を活かし、チームワークを実践していくために他職種専門性も深く理解し、広い視野と協調性を持って自律的に業務が遂行できる能力、さらにはチームを牽引しリーダーシップを発揮する能力を掲げ、これらをもとに各専攻において養成する人材像を設定している【資料I-1-1】。

<エビデンス集>

【資料I-1-1】2023年度 学生便覧 p.1~3 学長からのメッセージ、教育目的

(3) I-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の設定については、法令ならびに設置基準の規程に合致した内容となっており、今後もこの方針は継続していく。また、急速に変化する地域社会の課題を的確に捉え、本学の使命・目的及び教育目的に関する表現内容については

自己点検・評価を実施し、必要があれば見直すものとする。

I-2. 使命・目的及び教育目的の反映

項目	評価の視点
I-2. 使命・目的及び教育目的の反映	I-2-① 専門職大学が担う使命・理念・目的及び教育目的を、三つのポリシーに反映させて策定していること。
	I-2-② 三つのポリシーを、教職員及び学生に周知し、社会に公表していること。
	I-2-③ 使命・理念・目的及び教育目的、養成する人材像の実現に向けて、中・長期計画と具体的な方策を策定していること。

(1) I-2 の自己判定

「満たしている」

(2) I-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

I-2-① 専門職大学が担う使命・理念・目的及び教育目的を、三つのポリシーに反映させて策定していること

本学の建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づいて、大学及び各専攻において、三つのポリシーである、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定している【資料 I-2-1】。

大学のディプロマ・ポリシーとして、①専門知識・技術の活用力、②コミュニケーション能力、③生命の尊厳と人格を尊重した実践力、④問題発見・解決力、⑤自律的で意欲的な態度、の五つを策定している。これらの各項目については、専攻ごとにもディプロマ・ポリシーを策定するとともに、養成する人材像を設定している。

大学のカリキュラム・ポリシーは、上記のディプロマ・ポリシー及び養成する人材像の実現を達成するためのものとして策定し、専攻ごとにもカリキュラム・ポリシーを策定している。そして、カリキュラムは、学部学科の教育目的を踏まえた内容で編成し、取得する資格に沿った職業教育を実施している。

大学のアドミッション・ポリシーは、建学の理念や教育目的に共感する学生を求めるものとし、①知識・教養、②思考力・判断力、③協働性、④探求心、⑤関心・意欲、の五つを策定している。これらの各項目については、専攻ごとにもアドミッション・ポリシーとして策定している。

<エビデンス集>

【資料 I-2-1】 高知リハビリテーション専門職大学 三つのポリシー

I-2-② 三つのポリシーを、教職員及び学生に周知し、社会に公表していること

大学ホームページ及び大学案内には、三つのポリシーすべてを掲載し、広く社会に公表している。そして、学生募集要項にはアドミッション・ポリシーを記載し、受験希望者に対しての周知を行い、オープンキャンパス等での説明を行っている。学生便覧にはディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを記載し、年度初めのオリエンテーション等にて、在学生への周知を行っている。なお、学生便覧は、大学ホームページにも掲載している【資料 I-2-2】【資料 I-2-3】【資料 I-2-4】【資料 I-2-5】。

教職員へは、大学案内、学生募集要項、学生便覧を全教職員に配付し、建学の理念や教育目的、三つのポリシー、養成する人材像等を理解した上で、教育研究、学生指導に従事することを求めている。

＜エビデンス集＞

【資料 I-2-2】 大学ホームページ（三つのポリシー）

【資料 I-2-3】 2024 年度 大学案内 p.4 三つのポリシー

【資料 I-2-4】 2025 年度 学生募集要項 p.1 アドミッション・ポリシー

【資料 I-2-5】 大学ホームページ（学生便覧）

I-2-③ 使命・理念・目的及び教育目的、養成する人材像の実現に向けて、中・長期計画と具体的な方策を策定していること

開設した令和元年度は、大学設置計画を遵守した運営に徹し、令和 2 年度からの 5 年間で第 1 期中期目標・中期計画として、使命・理念・目的及び教育目的、養成する人材像の実現に向けて、具体的な方策を策定している。

第 1 期の計画は、建学の理念、大学の目的、学部学科の教育目標を踏まえ、大学設置計画に基づき、Ⅰ. 建学の理念・教育目標の具現化、Ⅱ. 学生確保、Ⅲ. 教育の充実、Ⅳ. 研究推進、Ⅴ. 大学運営、Ⅵ. 内部質保証、Ⅶ. 地域連携・地域貢献の推進、Ⅷ. 国際化の推進、の 8 項目について、具体的な目標を定め実行計画としている。主な内容として、専門職大学としてのブランディングの強化、学修支援・学生支援の改善・向上、社会実装の推進、教職員の能力開発の強化、内部質保証体制の確立、大学が持つ知の地域への還元、収容定員充足に向けた学生募集活動等に加え、令和 2 年度より始まった新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策を含んでいる。これらの中でも、収容定員の充足、社会実装の推進等の地域連携・地域貢献活動、国際化については重点強化策として位置付けている【資料 I-2-6】【資料 I-2-7】。

リハビリテーション分野の専門職大学の役割を果たすべく、仕事に役立つ知識・理論と、実践的なスキルを身につけ、他分野をも学び、新しい知識を用い社会に貢献する「新しい人財」を育成するために、計画に基づいて大学運営を行うこととしており、5 年間の目標の達成状況を踏まえ、令和 7 年度からの 5 年間について、第 2 期中期目標・中期計画を策定する予定である。

<エビデンス集>

【資料 I -2-6】 令和 4 年度 設置に係る設置計画履行状況報告書 理学療法学専攻・作業療法学専攻・言語聴覚学専攻

【資料 I -2-7】 第 1 期中期目標・中期計画書（令和 2 年度～6 年度）

（3） I - 2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的、三つのポリシー、養成する人材像等については、今後も引き続き教職員への周知と理解を徹底するとともに、広く社会に公表・周知する。そして、入学生や在学生に対する三つのポリシーの周知と理解を進めるため、説明の機会を増やす等の方策を行う。

第 1 期の中期目標・中期計画は令和 6 年度までであり、現在計画を履行中である。毎年度の自己点検・評価の結果をもとに、目標の達成に向けて、より具体的な方策を検討し実施する。特に、重点強化策である収容定員の充足については、18 歳人口の減少という社会的背景もあり、まだ達成できていない状況であるが、収容定員の充足は課題であり、これまでの学生募集活動の結果を分析し、さらに戦略的な活動を行う。

令和 7 年度からの第 2 期の中期目標・中期計画は、第 1 期の目標達成状況を踏まえ、使命・理念・目的及び教育目的、養成する人材像の実現に向けて、具体的な方策を策定する。

基準 II 学生

II - 1. アドミッション・ポリシーと入学者選抜等の適切性

項目	評価の視点・留意点
II - 1. アドミッション・ポリシーと入学者選抜等の適切性	II -1-① アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を策定し、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明確にしていること。
	II -1-② 選抜方法及び手続を公表したうえで、適切かつ公正に入学者を選抜していること。
	II -1-③ 入学者数及び在籍者数が、入学定員及び収容定員に対して、適正な数となるよう管理していること。

（1） II - 1 の自己判定

「満たしている」

（2） II - 1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ⅱ-1-① アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を策定し、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法を明確にしていること。

アドミッション・ポリシーは、建学の理念や教育目的に共感する学生を求めるものとし、①知識・教養、②思考力・判断力、③協働性、④探求心、⑤関心・意欲、の五つを大学として策定している。そして、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻において、これらの項目に対応するアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確にしている【資料Ⅱ-1-1】。

入学者に求める水準を判定するための入学者選抜は、大学での学びに求められる「学力の3要素」である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」と、アドミッション・ポリシーの5つの観点を踏まえた「探求心」「関心・意欲」について、筆記試験、面接、プレゼンテーション、小論文、調査書、活動報告書等の提出書類により、多面的・総合的に評価するものとしている。面接、プレゼンテーション、小論文、調査書、活動報告書等については、それぞれ採点基準を設定し、評価者による齟齬がないように留意している【資料Ⅱ-1-2】。

<エビデンス集>

【資料Ⅱ-1-1】三つのポリシーpp.7～8 アドミッション・ポリシー

【資料Ⅱ-1-2】2024年度 学生募集要項 p.1 アドミッション・ポリシー pp.2～19
選抜方法及び手続

Ⅱ-1-② 選抜方法及び手続を公表したうえで、適切かつ公正に入学者を選抜していること。

選抜方法及び手続については、学生募集要項及び本学ホームページにて、社会に公表している【資料Ⅱ-1-3】【資料Ⅱ-1-4】。

令和5年度からは、アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を強化するにあたり、入学者選抜に係る広報及び入学者選抜の実施に関する事項を、一つの委員会にて協議することとし、入学試験広報委員会に改編した。入学者選抜を適切かつ公平に実施するため、入学試験広報委員会規程及び入学者選抜規程を定め、各規程に則り実施するものとした。また、入学者選抜の選考方法として、新たに「学校推薦型選抜（特別推薦型選抜）」を追加し、「学校推薦型選抜（指定校推薦型選抜）（特別推薦型選抜）」「学校推薦型選抜（公募推薦型選抜）」「社会人選抜」「総合型選抜」「一般選抜（一般選抜）」「一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜）」を実施した。

入学試験の問題作成員、採点員、面接員は、入学試験広報委員会の議を経て、学長が本学教職員の中から指名及び、外部講師に委嘱し、入学者選考の合否判定は、厳正な採点後に、入学試験広報委員会で作成する合格者名簿をもとに、教授会の議を経て決定するものとしている【資料Ⅱ-1-5】【資料Ⅱ-1-6】。

<エビデンス集>

【資料Ⅱ-1-4】 本学ホームページ（2024年度 選抜方法）

【資料Ⅱ-1-5】 入学者選抜規程

【資料Ⅱ-1-6】 入学試験広報委員会規程

Ⅱ-1-③ 入学者数及び在籍者数が、入学定員及び収容定員に対して、適正な数となるよう管理していること。

開学から令和6年度までの入学定員充足率、収容定員充足率は【資料Ⅱ-1-7】に示したとおりである。新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い対面での募集活動を再開、学生募集活動職員（非常勤）を1名増員し体制強化を図るとともに、組織改編をした入学試験広報委員会のもと、学生確保に取り組んだ。

高校訪問は回数を増やし、県内で44校451件、愛媛県70校243件、香川県40校89件、徳島県34校、140件と積極的な活動を行っている。また、JRの車内広告、駅構内の電照広告を設置するなど新たな取り組みも行った。また、SNS広告やWEB広告などを活用した広報活動においても、バナー広告、リスティング広告、志望校ターゲット広告などに着手した【資料Ⅱ-1-8】。

オープンキャンパスにおいては、参加者の受験率が高い数値で推移し、特に複数回参加者は受験率が90%前後であることから、来学者を増やすための施策として、大学HPや高校訪問での案内を強化した【資料Ⅱ-1-9】。

理学療法学専攻では、令和5年4月に高知県と連携協定を結び、高知県のスポーツ及び教育の振興に寄与し、本学の知名度向上の広報活動を行っている。また、学外のイベントにも積極的に参加しており、「高知龍馬マラソン」のボランティア活動にも学生18名と共に参加するなど、本学の広報活動に取り組んでいる。

作業療法学専攻では、オープンキャンパスでは学生主体の取組みを強化し、ジョブサポートセンターのブースを毎回設置。センターの活動として、土佐市高岡蚤の市に参加している教員・学生とオンラインでつなぎ、取組みを紹介した。また、専門職大学、作業療法専攻ならではの授業風景や学生の様子をSNSを活用し積極的に発信した。

言語聴覚学専攻では、高知県言語聴覚士会に働きかけ、動画「言語聴覚士とは」を作成し、テレビCM及びYOUTUBEでの広報を行った。オープンキャンパスでは、卒業生に参加してもらい参加者への説明や質問コーナーでの対応を行うとともに、高知言語聴覚士会のブースを設け、動画「言語聴覚士とは」を放映した。

結果として開学後最も少ない入学者数となったが、令和7年度入試における学生確保に向けて、年度末からLINEの機能を有効に使い高校生とのつながりを強固にする施策や、マーケティング分析を根拠とした大学ブランディング強化に取り組んでいる。

<エビデンス集>

【資料Ⅱ-1-7】 R6 入学収容・定員充足率

【資料Ⅱ-1-8】 R5 四国校訪問状況回数

【資料Ⅱ-1-9】令和4～5年度OC参加者数比較

(3) Ⅱ-1 の改善・向上方策（将来計画）

適切な学生受け入れ数維持のため、受験生や保護者、高校教員等に対し、高校訪問や高校進学ガイダンスへの出席、対面式のオープンキャンパスを引き続き行い、それに加え、大学案内やソーシャルネットワークサービスを利用したインターネット広報活動を積極的に実施していく。具体的には、SNS 媒体を中心とした広報活動の専門業者とアドバイザー契約を締結し、新たに LINE を使った若年層の取り込みや大学のブランディングづくりを意識した広報活動を行う。大学ホームページでは、県内競合校との差別化を明確にし、本学の強みを的確に発信できるよう努める。

また、本年のオープンキャンパスにおいて参加者数の多かった2年生に対して、令和7年度入試に向けた積極的なアプローチを行い、オープンキャンパスへの参加に繋げるようにする。

中長期的には、中学生以下の世代に向けてキャリア教育の側面からセラピストの仕事を紹介することや、早期のオープンキャンパスへの参加を促すような施策に取り組む。

理学療法学専攻では、引き続き学外のイベントに積極的に参加し、本学の知名度向上を図るとともに、SNS を利用した WEB 広報活動を積極的に実施するなど、オープンキャンパスへの参加に繋げていく。

作業療法学専攻では、ジョブサポートセンターの取組に高校生の参画を促すことを検討する。具体的には、オープンキャンパスでの案内、SNS やホームページで、「高知リハ大のジョブサポートセンターに参加をしてみませんか」など募集企画として発信する。また、大学生生活の風景や特徴的な授業の取組みを発信するブースの設置、講義科目の授業を高校生に発信することを検討する。キャンパス訪問では授業を見学する時間や、在学生と交流できる機会を設定することを検討する。これらにより、リアルに大学生生活を体験できる機会を提供することを狙う。

言語聴覚学専攻では、キャンパス訪問や出前授業等で、言語聴覚士（言語聴覚学専攻）についてアピールするとともに、オープンキャンパスへの参加を促す。また、SNS を利用した言語聴覚学専攻独自の WEB 広報活動を積極的に実施していく。加えて、高知県言語聴覚士会と協力し、高校1年生に対する認知度のアンケートを実施し、言語聴覚士の理解の向上に努める。

Ⅱ-2. 学修支援体制・学生サービス体制の整備と運営の適切性

項目	評価の視点・留意点
Ⅱ-2. 学修支援体制・学生サービス体制の整備	Ⅱ-2-① 社会人・留学生・障害のある人をはじめとする配慮が必要な学生に対し、適切な体制のもとで、学修を行うための支援が実施されていること。

と運営の適切性	Ⅱ-2-② 学生の進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が、適切な体制のもとで実施されていること。
	Ⅱ-2-③ 学生の心身に関する健康、ハラスメント、経済等に関する相談・支援が、適切な体制のもとで実施されていること。
	Ⅱ-2-④ 学生の学修に関する相談・支援が、適切な体制のもとで実施されていること。
	Ⅱ-2-⑤ 学生の課外活動への支援が、適切な体制のもとで実施されていること。
	Ⅱ-2-⑥ 卒業生の卒後活動への支援が、適切な体制のもとで実施されていること。

(1) Ⅱ-2 の自己判定

「満たしている。」

(2) Ⅱ-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ⅱ-2-① 社会人・留学生・障害のある人をはじめとする配慮が必要な学生に対し、適切な体制のもとで、学修を行うための支援が実施されていること。

障害のある学生に対する支援としては、令和5年度よりアビリティ支援室を設置し、速やかに学生及び保護者が希望する学修に必要な合理的配慮を行う体制を整えた。令和5年度入学生から入学オリエンテーションにて、アビリティ支援室の支援サービスや手続きに関する説明も行った。令和5年度には、アビリティ支援室において申請があった者が2名おり、支援を実施した事例が1件であった。他申請のあった1件に対しては、支援計画を策定したが、病状の回復により、支援を実施することはなかった。一方、社会人及び留学生に対する専門の支援体制は現在設置されていないが、他の学生同様に学生支援室（学生何でも相談窓口）を通じて対応している。令和5年度において、社会人19名、留学生0名への学修支援に関する相談はなかった【Ⅱ-2-① 資料1】【Ⅱ-2-① 資料2】。

各専攻の支援に関して、以下に示す。

理学療法学専攻は、社会人・留学生・障害のある人に限らず、すべての学生に対してクラス担任が定期的に面談を実施し、必要な支援を提供した。社会人については学生から支援の要望はなかったが、障害のある学生については、修学支援要請があり、保護者を交えた個別面談を行った上で、アビリティ支援室へ申請の手続きを支援した。

作業療法学専攻は、社会人・留学生・障害のある人に限らず、すべての学生に対してクラス担任・副担任およびゼミ担当教員が、定期的に個別もしくはグループ面談を行っている。社会人については学生から支援の要望はなく、他の学生と同様の支援を行った。障害のある学生についても、特別な支援の要望は無く、学生支援室を紹介するのみに留まった。

言語聴覚学専攻は、社会人・留学生・障害のある人に限らず、すべての学生に対してクラス担任が定期的な個別面談を実施し、必要な支援を提供した。社会人については学生から支援の要望はなかったが、障害のある学生については、修学支援要請があり、保護者を交えた個別面談を行った上で、アビリティ支援室へ申請の手続きを支援した。

各専攻を総合すると、すべての学生に対し、専攻別に定期的な個別面談を実施し、支援が必要な場合は、アビリティ支援室や学生支援室と連携して、学生の個々のニーズに適切に対応していた【Ⅱ-2-① 資料3】。

<エビデンス データ編>

【Ⅱ-2-① 資料1】社会人・留学生数

【Ⅱ-2-① 資料2】アビリティ支援室報告

【Ⅱ-2-① 資料3】社会人・留学生・障害のある人の支援の内訳

Ⅱ-2-② 学生の進路選択・キャリア形成に関する相談・支援が、適切な体制のもとで実施されていること。

学生の進路選択・キャリア形成に関する相談・支援は、学生課職員、学生委員長、各専攻教員で構成するキャリアセンターを設置し、キャリアセンター規程に基づき、学生の幅広い分野への関心にこたえるべく全学的にキャリア教育を推進する体制を整えている【Ⅱ-2-② 資料1】。令和5年度は、キャリア・ガイダンス1回（令和5年12月15日）、履歴書セミナー1回（令和5年4月10日）、マナー講習2回（令和5年4月17日・4月19日）、就職説明会3回（令和5年4月26日・10月29日・11月26日）を開催した。履歴書セミナー及びマナー講習については、ほぼ4年次生全員が参加し、欠席した学生に対しても後日録画視聴できるようにした【Ⅱ-2-② 資料2】。求人確保に向けては、医療機関や施設等へ求人依頼書を送付するとともに、近隣の場合には直接訪問を実施した。求人情報は学内への掲示と、ポータルサイトに公開した。求人実績は、医療機関7,645名（令和4年度7,393名）、福祉機関197名（令和4年度155名）、一般企業803名（令和4年度100名）、計8,645名（令和4年度8,393名）と、昨年度よりも幅広い分野での求人が案内できた【Ⅱ-2-② 資料3】。結果、就職を希望した卒業生108名（うち一般企業3名）は、すべての学生が就職することができた【Ⅱ-2-② 資料4】。さらに、令和4年度卒の卒業生の就職先にアンケートを実施した。卒業生の採用については、70.5%の就職先が満足と答えた【Ⅱ-2-② 資料5】。

各専攻の支援に関して、以下に示す。

理学療法学専攻は、臨床実習前の個別面談は4年次担任が行った。臨床実習中から臨床実習終了後の就職に関する個別相談については全専攻教員で対応した。また、就職試験直前の学生個々へ履歴書の添削や面接の練習等については、4年次担任およびキャリアセンター委員を中心に対応を行った。令和5年度に専攻教員が対応したキャ

リア関係の相談件数は相談件数が 763 件、その内容は就職施設の相談 611 件、履歴書等の作成指導 106 件、就職試験の対策が 46 件であった。

作業療法学専攻は、キャリアセンター員だけでなく、全教員が学生の進路選択・キャリア形成に関する相談に応じる体制をとっている。4 年次生については、作業療法臨床実習Ⅲが開始される前にゼミ担当教員による面談において、進路の確認を行った。また臨床実習期間中も、Office365 のメールや Teams を利用して学生の求めに応じ相談を受けた。令和 5 年度に専攻教員が対応したキャリア関係の相談件数は 198 件、その内容は就職施設の相談 130 件、履歴書等の作成指導 38 件、就職試験の対策が 30 件であった。

キャリア・ガイダンスへの案内は 3・4 年次生を中心に案内した。

言語聴覚学専攻は、学生の相談にいつでも応じる体制を構築するとともに、言語聴覚士国家資格を持っている教員 7 名が窓口となり、学生の相談に応じ、本学で学んだ専門知識や習得した技術を活かせるように、学生個々の希望や適性に合わせた支援に取り組んでいる。方法は、メールもしくは研究室で直接指導した。卒業後の進路が決まる 4 年次には、臨床実習前の個別面談から始まり、臨床実習中、臨床実習終了後と学生のニーズや時期に応じて行っている。令和 5 年度に専攻教員が対応したキャリア関係の相談件数は相談件数が 169 件履歴書等の作成指導 32 件、就職試験の対策が 21 件であった。

<エビデンス データ編>

- 【Ⅱ-2-② 資料 2】キャリア・ガイダンス等実施報告書
- 【Ⅱ-2-② 資料 3】求人件数推移
- 【Ⅱ-2-② 資料 4】就職状況
- 【Ⅱ-2-② 資料 5】就職先アンケート

<エビデンス 資料編>

- 【Ⅱ-2-② 資料 1】キャリアセンター規程

Ⅱ-2-③ 学生の心身に関する健康、ハラスメント、経済等に関する相談・支援が、適切な体制のもとで実施されていること。

学生生活に関する相談は、学生支援室規定に基づき、相談体制フローチャートのように関係組織と連携し運営している【Ⅱ-2-③ 資料 1】【Ⅱ-2-③ 資料 2】。令和 5 年度は、入学時のオリエンテーションにて学生に学生支援室（相談窓口）、保健室、カウンセリング室、ハラスメント窓口に関する説明を行った。また本学の全トイレにポスターを掲示し、これらの利用の仕方について学生へ周知した。学生支援室利用状況は、対面での相談 21 件、メールでの相談 7 件、投書箱での相談 31 件の計 59 件、カウンセリング室利用状況は、対面での相談 19 件、メールでの相談 4 件の計 24 件だった。

保健・健康管理については、保健室規程に基づき、看護師資格を持つ職員が応急処

置等の対応ができるよう体制を整えている。学生の健康診断、健康相談、保健指導及び救命救急措置に関する事、その他学生の保険に関する業務を行っている。また、学生保険に加入することで、事故や疾病時の保障体制も整備している。令和5年度の保健室利用状況は、延べ850名だった【Ⅱ-2-③ 資料3】。

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の説明を年度初めのオリエンテーションで実施している。相談や手続きについては教務・学生課が対応している。本学独自の奨学金制度としては、各学年の成績優秀者だった学生に対して学納金を返納する方式での「高知リハビリテーション専門職大学奨学生制度」がある。県外を含む遠隔地から入学する学生に対しては、住居費月額20,000円を給付する「学生支援奨学金制度(家賃充当・給付型)」を経済的負担軽減奨学金として設けており、高知リハビリテーション専門職大学学生寮規則に基づき、安全に勉学に励む環境を整えられるよう運営している。また、土佐市内の賃貸物件に一人暮らしをしている学生に対しては、奨励費として月額5,000円を交付する「高知リハビリテーション専門職大学修学奨励費」がある。令和5年度は110名が対象であった。内訳は理学療法学専攻71名、作業療法学専攻21名、言語聴覚学専攻18名であった。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金受給者は、第1種97名、第2種153名、給付型78名であった。「高知リハビリテーション専門職大学学生支援奨学金制度」の対象が9名、「学生支援奨学金制度(家賃充当・給付型)」の対象が前期19名、後期18名であった【Ⅱ-2-③ 資料4】。

ハラスメントに対しては、学校法人高知学園としてもハラスメントの防止等に関する規程のもと、ハラスメント防止等に関する倫理委員会を構成し、対応している。また、本学ではハラスメント防止等に関する倫理委員会規程に基づいて対応している。

新型コロナウイルス感染症対策に対しては、令和5年5月より5類感染症になったこともあり、臨床実習以外では体温チェックやマスク着用、消毒の徹底などは個人の判断とした。

各専攻の支援に関して、以下に示す。

理学療法学専攻では、クラス担任による面談や専任教員のオフィスアワー及びメールアドレスの公開により、学生が相談できる機会を設けた。クラス担任・副担任および学修ポートフォリオ担当教員が行った面談の内容は、学業および成績に関する事、対人関係に関する事、実習にむけた相談、進路について、がほとんどであった。その他、学生の心身に関する健康、経済等に関する相談・支援については、学生支援室や学生課に問い合わせるよう提案して対応した。場合によっては専攻教員が対応することもあるが、学生には必ず学生支援に関する部局を紹介することとした。

作業療法学専攻では前述のとおり、学生面談を、クラス担任・副担任およびゼミ担当教員によって行っている。ゼミ制度は令和5年度より全学年に導入し、運用を開始した。クラス担任・副担任およびゼミ担当教員が行った面談の内容は、学業および成績に関する事、対人関係に関する事、実習にむけた相談、進路について、がほとんどであった。その他、学生の心身に関する健康、経済等に関する相談・支援については、学生支援室や学生課に問い合わせるよう提案して対応した。場合によっては専攻教員が対応することもあるが、学生には必ず学生支援に関する部局を紹介すること

とした。

言語聴覚学専攻では、学生生活に関する相談は、クラス担任が定期的に面談やホームルームの実施、専任教員のオフィスアワー及びメールアドレスの公開により、学生が相談できる機会を設けた。今年度は学生支援に関する部局を紹介する機会はなかった【Ⅱ-2-③ 資料5】。

<エビデンス データ編>

【Ⅱ-2-③ 資料3】学生支援相談室・保健室・カウンセリング室の状況

【Ⅱ-2-③ 資料4】独自の奨学金の状況

【Ⅱ-2-③ 資料5】専攻教員による学生相談の状況

<エビデンス 資料編>

【Ⅱ-2-③ 資料1】学生支援室規程

【Ⅱ-2-③ 資料2】相談体制フローチャート

Ⅱ-2-④ 学生の学修に関する相談・支援が、適切な体制のもとで実施されていること。

学生の学修に関する相談・支援の体制は各専攻によって異なる。各専攻の支援に関して、以下に示す。

理学療法学専攻では、前述のとおり、個人面談をクラス担任が行い、クラス担任・副担任によるホームルームを定期的に行っている。令和5年度の個人面談は、前期は4月から5月にかけて実施した。後期は10月から後期終了までに、全学生を対象に実施した。学生の状況に関する情報については、関係する教職員間で共有し、対応に齟齬が生じないように配慮した。ホームルームは、1年次生は前期10回、後期4回、2年次生は前期10回、後期10回、3年次生は前期5回、後期5回、4年次生は前期4回、後期10回実施した。学年が上がるにつれ短時間の実施となった。ホームルームの内容は学年によって若干異なるが、主に伝達事項や定期試験対策、PROGテスト、国試対策等であった。講義時間外の学修内容に対する学生からの質問や相談については、授業内での質疑応答、課題に対するフィードバックやオフィスアワーを活用している。具体的なオフィスアワーの活用実態として、対応件数（延べ数）は平均7.2件（範囲0～25件）であった。対応内容は授業後に科目担当教員に授業内容について質問・相談に来ることやメールでの問い合わせが見られたが、教員の研究室を訪ねての相談は少なかった。詳細は基準Ⅲ-3-②に記述する。

上級生との交流を図る「チューター制度（ペア学習）」は、令和5年度は前期定期試験前と後期定期試験前に各1回実施し、半数程度の参加率であった。内容は定期試験前情報交換であった。2クラスあり学生数が多いことと少人数での授業科目が多いことから時間割に組むことが困難であり、実施回数が少なかった。

GPA1.5ポイント以下の学生に対する「修学指導」は、令和5年度は、1年次生9

名、2年次生3名が対象となり、クラス担任、専攻長、学部長で実施した。「学修サポート制度」は、すべての専攻教員が担当となり、令和5年度は、前期2年次生11名、3年次生5名、後期1年次生16名、2年次生6名に対して週に1回、実施した。

令和5年度より導入した「学修ポートフォリオ」については、学修ポートフォリオ担当教員（ゼミ）が、「入学時記録」、「ラーニング・ログ（学修記録）」、「リフレクション・ログ（省察記録）」及び「学びの自己評価」を元に学修指導を実施した。しかし、一部の学生について、定期的な実施や学期末ごとの「ラーニング・ログ（学修記録）」及び「学びの自己評価」の確認が出来ていない状況であった。

作業療法学専攻では、前述のとおり、個人面談をクラス担任・副担任およびゼミ担当教員によって行っている。またクラス担任・副担任によるホームルームを定期的に行っている。令和5年度の個人面談は、前期は4月から5月にかけて実施した。ゼミ担当教員が全学生に対して行い、クラス担任・副担任による面談は適宜行われた。後期は9月から10月にかけて、ゼミ担当教員もしくはクラス担任によって、全学生を対象に実施した。ホームルームは、3年次生の後期が1回しか開催できなかったが、そのほかは実習期間をのぞき月に1回は開催できた。

講義時間外の学修内容に対する学生からの質問や相談については、授業内での質疑応答、課題に対するフィードバックやオフィスアワーを活用している。オフィスアワーの延べ対応件数は、講義科目は0～5回以内の科目が多く、実習科目は、実技やレポートなどの課題に応じて、10～40回と多い傾向がみられた。来室内容は、講義内容の確認・質問、実習準備の相談等であった。※このことについては、教務関係のⅢ-3-②で言及している。

上級生との交流を図る「チューター制度（ペア学習）」は、令和5年度は前期2回後期6回実施し、参加学生数は15～40名（平均参加率61.6%）であった。内容は、交流やともに作業活動を行うこと、試験対策に繋がる学修方法等について相談を受ける等であった。令和5年度は相互交流やともに楽しむことを念頭においた取り組みであり、その点は達成できた部分もあったが、一方でペア学習の強みである、教え合うことによる学力向上というテーマに焦点を当てるところが弱かった。

GPA1.5ポイント以下の学生に対する「修学指導」は、令和5年度の学期末に2名が対象となり、クラス担任と学科長により行われた。「学修サポート制度」は、昨年度と同様に専攻教員3名が担当となり、3年次生のべ4名、2年次生のべ3名、1年次生4名に行われた。週1回行い、前・後期ともに9～11回の実施であった。

令和5年度より導入された「学修ポートフォリオ」については、ゼミ担当教員が、4～5月、9～10月に「ラーニング・ログ（学修記録）」「プラクティス・ログ（臨床実習体験記録）」「リフレクション・ログ（省察記録）」及び「学びの自己評価」をもとにした指導を行った。

言語聴覚学専攻では、前述のとおり、個人面談をクラス担任が行い、クラス担任・副担任によるホームルームを定期的に行っている。

令和5年度の個人面談は、前期は4月から5月にかけて実施した。後期は専攻や学年によって異なるが、10月から11月にかけて、全学生を対象に実施した。学生の状況に関する情報については、関係する教職員間で共有し、対応に齟齬が生じないよう

に配慮した。令和 5 年度のホームルームについては、学年によって異なるが月 1 回以上開催した。

講義時間外の学修内容に対する学生からの質問や相談については、授業内での質疑応答、課題に対するフィードバックやオフィスアワーを活用している。講義時間外の学修内容に対する学生からの質問や相談については、オフィスアワーを活用している。各教員のオフィスアワーの延べ対応件数は、講義科目は 2～8 回、実習科目は、2～5 件であった。(この内容についてはⅢ-3-②で触れている)。

上級生との交流を図る「チューター制度 (ペア学習)」は、令和 5 年度は前期 1 回後期 1 回実施し、参加学生数はいずれも 32 名 (参加率 80%) であった。内容は、上級生が下級生に対して、前期および後期の定期試験の勉強方法や重要なポイントについて助言を行った。

GPA1.5 ポイント以下の学生が 1 年次生で 1 名、2 年次生で 1 名、3 年次生で 3 名いた。当該学生に対して「修学指導」を、令和 5 年度の学期末にクラス担任と専攻長により行われた。「学修サポート制度」は、週 1 回行った。学修サポートの対象学生は、1 年次生で 1 名、2 年次生で 1 名、3 年次生で 3 名であり、各学年の担任が対応した。

「学修ポートフォリオ」については、学修ポートフォリオ担当教員 (ゼミ) が、「ラーニング・ログ (学修記録)」「プラクティス・ログ (臨床実習体験記録)」「リフレクション・ログ (省察記録)」及び「学びの自己評価」をもとにした指導を行った【Ⅱ-2-③ 資料 5】【Ⅱ-2-④ 資料 1】。

<エビデンス データ編>

【Ⅱ-2-③ 資料 5】専攻教員による学生相談の状況

【Ⅱ-2-④ 資料 1】ホームルーム実施状況

Ⅱ-2-⑤ 学生の課外活動への支援が、適切な体制のもとで実施されていること。

令和 5 年度は、学生自治会を設立し、これまで大学が実施してきた課外活動の一部を学生自治会主体で企画、運営していくこととなった。今年度は、まず学生自治会の組織づくりと学生自治会会則案の作成、大学行事のうち、大学祭とレクリエーション大会の企画、運営を学生委員会サポートの下、行った【Ⅱ-2-⑤ 資料 1】。各クラスから学生自治会委員を選出し、月 1 回の定期会議を開催し、5 月にレクリエーション大会、10 月に大学祭を学生主体で開催することができた。これまでと異なり、学生は自由参加だったが、ほぼ全学生が参加した。しかし、参加人数の把握が十分できなかった。令和 5 年度の予算管理等は学生課が行った。

サークル活動については、大学が公認するもので、全 12 団体、各 5～20 名の部員が所属し、教員が顧問となり週 1～3 回程度、活動を行っている【Ⅱ-2-⑤ 資料 2】。

また高知県の魅力を再確認する観光ツアーである体験学習は、学生課が主催し、計 4 回開催した。延べ 48 名の学生が参加した【Ⅱ-2-⑤ 資料 3】。

ボランティア活動については、学生課が窓口となり、学生へポータルサイトで案内し、募集を募り、参加を促している。令和 5 年度は 11 活動を案内し、8 活動に学生は

参加した【Ⅱ-2-⑤ 資料4】。

<エビデンス データ編>

【Ⅱ-2-⑤ 資料2】サークル活動状況

【Ⅱ-2-⑤ 資料4】ボランティア活動状況

<エビデンス 資料編>

【Ⅱ-2-⑤ 資料1】学生自治会会則案

【Ⅱ-2-⑤ 資料3】体験学習案内

Ⅱ-2-⑥ 卒業生の卒業活動への支援が、適切な体制のもとで実施されていること。

令和5年度の卒業生に対する支援（令和4年度卒業生に対して）は、卒業生から連絡があったときは業務に対するアドバイスや技術指導を行った。

各専攻の支援に関して、以下に示す。

理学療法学専攻の支援は、合計66回実施した。支援内容は、業務に関するアドバイスと技術指導が主であり、現時点ではそれ以上の関与は行っていない。

作業療法学専攻は計16回実施した。支援内容は、全て業務に関するアドバイスと技

術指導であった。それ以上の関わりは現在のところもてていない。言語聴覚学専攻は、学会発表、検査結果の分析方法、訓練立案、業務内容、人間関係など、訪問や電話、またメールによるものが合計33件あった。

令和5年度は卒業生へアンケート調査を行った。卒業後の連絡がとれない卒業生も多く回収率は25名と低かったが、現在の就職先に関する満足度は高かった。本学への来学は、教員への相談が一番多く、次に図書館の利用であった。卒業生支援については72%の者が満足と答えていた【Ⅱ-2-⑥ 資料1】。

<エビデンス データ編>

【Ⅱ-2-⑥ 資料1】卒業生アンケート

（3）Ⅱ-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和6年度は、社会人学生および障害のある学生に対する支援について、これまでと同様、定期的な個別面談と中心に、学生の申し出に応じて対応していく。支援体制は専攻によって異なるため、専攻ごとの改善策を明確にする必要がある。

理学療法学専攻は、学生の授業中の態度や学修状況、学内生活状況等を観察し、専攻教員および事務職員からの情報共有を専攻会議等で行っていく。また、担任および学修ポートフォリオ担当教員との個別面談・相談等で確認を行い、学生相談室やアビリティ支援室と連携し、支援を行っていく。

作業療法学専攻は、普段から学生の様子をよく観察し、専攻教員等の情報共有を専攻会議で行っていく。そしてゼミ担当教員による面談等で確認を行い、学生から申し

出があれば学生相談室やアビリティ支援室の紹介を行っていく。

言語聴覚学専攻は、授業や行事等の様子を観察し、専攻会議にて専任教員間の情報提供を行い、必要に応じて担任による面接等で状況を確認し、学生からの申し出があれば学生相談室やアビリティ支援室への紹介を行う。

進路選択・キャリア形成に関する相談・支援については、キャリア・ガイダンス及び就職説明会の参加者が少ないという課題もあるが、その詳細なデータ収集ができていなかったため、令和6年度は、学年や専攻ごとの参加者数の収集及び専攻の体制に合わせた学生への周知が必要である。理学療法学専攻では、全学年の学生への周知の徹底と開催日の学内授業との日程調整を行う。ホームルームや学修ポートフォリオ、個別面談等の機会を活用し、各教員より直接的な日程や内容の周知に加え、進路選択やキャリア形成に関する有用性についての説明も行っていく。作業療法学専攻も3・4年次生だけでなく、1・2年次生にも案内を行い、学生が自分のキャリアプランについて意識できるよう関わっていく。また参加学生数を増加させるため、開催時期の検討を行う。学生への周知方法について、ポータルサイトへの掲載と、専攻会議を通じてクラス担任・副担任とゼミ担当教員から頻回なアナウンスを行うようにしていく。言語聴覚学専攻としては、キャリア・ガイダンスに言語聴覚士と関連があると学生がイメージできる企業による説明を企画することで、学生の参加を促すことができると考える。就職合同説明会に関しては、2年次生、3年次生より、様々な就職先の情報を聞くことで、学生自身がどのような環境で働きたいかを考えておくことが重要であることを、ホームルームなどで伝達し、キャリア形成への意識付けを行う必要がある。

大学全体の対策として、より学生が受講しやすくするため、キャリア・ガイダンスは録画し、希望学生へ何時でも視聴できる対策も整える。就職説明については、就職活動の時期も早まってきたことから、土日祝日にオンラインで複数回開催することで4年次生が実習中でも参加できる体制を整え、かつ対面実施を希望する就職先のニーズに応えた対面式就職説明会も1回開催する。

学生の進路選択・キャリア形成に関する相談に応じる体制については、令和5年度は時期も早まり相談件数も多く、専攻教員の負担が大きくなった。そのため令和6年度は履歴書等の作成指導には事務職員を2名、新たに配置し、面接を中心とした就職試験の対策には外部業者へ委託する体制を整える。またほとんどの学生が参加する履歴書セミナーとマナー講習の様子を録画し、YouTubeでいつでも視聴できる体制も整える。

学生に対するハラスメント防止のための取り組みについて、またその理解を促すことについて、令和5年度は年度当初のオリエンテーションで学生便覧等を用いて説明するのみであった。教員に対するハラスメント防止に関する研修は行われているが、学生に対するそれは不十分な状況であり、令和6年度は学生に対する研修を行う予定である。引き続き、ハラスメント防止への啓発活動や相談しやすい体制の整備に努める。

学修サポート制度について、理学療法学専攻は、令和5年度は半期単位で実施し、各々15名を越える学生が参加した。個々の学生の状況にあった指導ができるように、

教員間で学生の状況について共有し、対応方法や指導方法等について見直しを行い、効果的な実施方法を探っていく。

また理学療法学専攻は、下級生と上級生との相談支援体制を充実させるため、チューター制度や学修ポートフォリオの活用など、今の専攻教員体制で行える範囲の対策を立てていく。具体的には、まずは対象となる学生の学修状況や意向、希望をしっかりと面談にて聴取し、可能な限り意向に沿った対応が可能な教員を選出し、学修サポートを実施していく。また、学修ポートフォリオを活用した個別相談や学修支援を行っていく。そして、学修ポートフォリオで担当するグループ内の1年次生と2年次生との交流を図る「チューター制度（ペア学習）」の機会を積極的に設定・調整する。

また、学修ポートフォリオは、活用方法について周知した上で、14名の専攻教員に1年次生と2年次生の同じクラス（組）の学生を5～6名ずつ配置している。このように同一クラスの少人数グループとすることで、共通の授業の空き時間を活用し「チューター制度（ペア学習）」の機会を設定することが可能となり、下級生と上級生との相談支援体制・機会を増やしていく。

作業療法学専攻では、前述のとおり令和5年度より「ゼミ体制」を整え、令和5年度入学生から学修ポートフォリオを活用した個別相談を行っている。ゼミ担当教員の面談は行えているものの、学修ポートフォリオを十分に活用しているとは言い難い状況である。今後は、教員の学修ポートフォリオに対する理解を深めるために、専攻会議で現在の状況を確認し、運用における問題点や改善点等を議題に挙げることにする。教務委員からの説明も改めて行うようにする。このことにより、学生一人ひとりの希望や課題の推移（変化）をより深く理解し、学生と共にキャリアについて考える機会を増やすことで、自己分析やキャリアプランの作成を支援できるようにする。

「学修サポート制度」について、令和5年度は定期的に行うことができた。参加した学生の意見として、ネガティブな意見が聞かれたとの情報もある。学修サポート制度の担当教員だけでなく、教員全員が情報を共有し、学生の不安や不満を拾い上げるようにしていく。そのために、専攻会議において、学修サポート制度の報告を必ず行うようにする。取り組みは令和6年度もこれまで通りとするが、複数の学生グループで実施する場合は男女比を考慮する。また頻回に欠席する学生には、サポート担当教員、担任等から呼びかける。場合によっては、保護者に連絡して出席を促すサポート制度の周知を図ることとする。

「チューター制度（ペア学習）」は、令和6年度も5月中旬より開始し、昨年焦点をあまり当てなかった「基礎学力の向上」をテーマに交流を図っていく。

以上のように、クラス担任・副担任や科目担当教員に限らず、「ゼミ制度」「チューター制度（ペア学習）」「学修サポート制度」などを活用し、学生の困りごとに対する相談支援体制のさらなる充実化を図る。

作業療法学専攻にとって令和6年度は、クラス担任・副担任制から、「ゼミ制度」もしくは「チューター制度」に移行する期間と捉えている。専攻会議にて、メリット・デメリットを共有しながら、学生にとってよりよい支援になるよう検討していく。

言語聴覚学専攻では、学修サポートに参加した学生と参加できなかった学生がいた。参加状況が良くなかった学生は、通常の講義でも欠席することも多く、課題の提出率

も低い者が多かった。学生自身が、スケジュールやタスクの管理などを行えておらず、自分が何をしないといけない状況か気づくことができていると考える。本人に対する、学修サポートの意図や目的についての説明をしっかりと行うとともに、保護者など周囲の人間にも連絡を行うことによって、参加の促しを行っていくことと同時に専攻の学修支援体制の振り返り、分析を行っていく。

課外活動については、学生自治会は発足したが、学生自治会会則は未完成であり、会則に則った運営はまだできていない。大学と学生自治会の役割を明確にしながら、学生自治会活動の範囲を拡大していく。サークル活動においても大学と学生自治会の役割を明確にし、届出・報告制度を整備する。体験学習は、名称から見直し、魅力ある本学独自のイベントとし、学生のニーズを把握し、専攻教員からも学生への周知を促す。ボランティア活動への参加促進も含めて、ポイント制の導入など、学生が主体的に課外活動へ取り組む工夫を検討していく。

卒業生の卒後活動への支援については、引き続き、アンケートを実施し卒業生の声を大切に、支援を希望する者には、業務に対するアドバイスや技術指導を行っていく。またキャリア・ガイダンスの参加を卒業生にも呼びかける。理学療法学専攻は、卒業生を対象とした研修会や講習会等を開催していく。作業療法学専攻は、ジョブサポートセンターの活動を拡充し卒業生にも案内し参加を促していく。また卒業生が研究活動に参画できる機会を模索し、卒後のキャリアアップを支援できるよう計画を立てていく。言語聴覚学専攻は、失語症や嚥下障害など障害別の勉強会を開催し、検査や訓練法といった臨床についての知識や技術の向上、また発表の仕方等に関する情報提供を行っていきたいと考えている。

II-3. 教育研究目的を達成するための学修環境整備及び管理運営の適切性

項目	評価の視点・留意点
II-3. 教育研究目的を達成するための学修環境整備及び管理運営の適切性	II-3-① 教育研究目的の達成のため、校地、運動場、校舎等が整備され、適切な管理運営を実施し、かつ有効に活用していること。
	II-3-② 教室・実習室・研究室・個別指導の場が整備され、適切な管理運営を実施し、かつ有効に活用していること。
	II-3-③ 適切な規模の図書館を有し、専門職員を配置するとともに、学術情報等の資料が書籍ならびに文献検索システムにて整備され、かつ有効に活用されていること。
	II-3-④ 自習室や学生交流の場等が設けられ、有効に活用されていること。

(1) II-3 の自己判定

「満たしている。」

(2) II-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

II-3-① 教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎等が整備され、適切な管理運営を実施し、かつ有効に活用していること。

本学キャンパスは、土佐市の災害避難所としても指定されている耐震基準を満たした安全な建物であり、延床面積 8,390.45 m²（講堂兼体育館含む）の本館に、演習室、教員研究室、実習室、講義室、自習室、学生のフリースペースとしてのCOMMONルーム、保健室、事務局等がある。また、延床面積 1,205.67 m²の別館に、図書館、パソコン実習室、教員研究室等がある。校舎敷地内には、ベンチや桜、ケヤキ等の樹木や緑地を配し、学生の交流や休息の場として憩える空間を確保している。また本学の校舎及び敷地内にはスロープ、校舎内には本館にエレベーター、本館1階・5階と別館1階・2階に車椅子対応の多機能トイレを設置し、移動に障害のある場合の環境を整備している。

運動場 24,025 m²は、隣接する高知市にある同じ学校法人の高知学園大学・高知学園短期大学と共用で使用することとしている。

校舎等の清掃・設備管理については、年間で専門業者に委託契約し、保守管理・点検を実施している。

本学は公共交通機関を利用して通学することが困難な立地にあるため、自家用車等を利用する学生に対しては、校舎に隣接した学生用駐車場（有料）と駐輪場（無料）を用意している。令和5年までは駐車場料金として半期ごとの登録時に5,000円を徴収していたが、12月の学生と学長との意見交換会で、令和6年から無料化に向けて検討すると学生に伝えた。無料化に際し、駐車場の管理登録制を維持するため、利用台数や車両ナンバー、任意保険の加入などの把握を目的とした「通学方法調査」を令和6年度の学生オリエンテーション時に実施するとともに、学生に対して無料化の告知をした。4月の段階では車での通学者は233名である。なお、駐車場は管理上登録制として350台分確保をしている【II-3-① 資料1】【II-3-① 資料2】。

スクールバスは、3台のマイクロバスに3名の運転手を配置し、安全に送迎できる体制を整え、JR伊野駅と大学間で1日6往復、無料で運行している。授業時間に合わせて運行しており、学外授業や大学行事の際にも利用できるように配慮している。また、「土佐市ドラゴンバス」の乗車券も学内で配布しており、無料で通学に利用できる。

令和5年度は自家用車通学の学生は全員利用できている。スクールバスの利用者が最も多かったのは、4月の延べ人数で2,915人であった【II-3-① 資料3】【II-3-① 資料4】【II-3-① 資料5】。

駐車場の整備は昨年度の引き続き、令和5年度も白線の整備や電灯の増設などを行った。

<エビデンス データ編>

【II-3-① 資料2】通学方法調査結果

【Ⅱ-3-① 資料3】スクールバス運行状況

＜エビデンス 資料編＞

【Ⅱ-3-① 資料1】通学方法調査説明書

【Ⅱ-3-① 資料4】キャンパスマップ

【Ⅱ-3-① 資料5】アクセスマップ

Ⅱ-3-② 教室・実習室・研究室・個別指導の場が整備され、適切な管理運営を実施し、かつ有効に活用していること。

本館 2～5 階に 40 名の学生が学べるような講義室を計 17 室配備している。かつ 40 名以上の学生が集まれる講義室も 3 室（本館 220 講義室、本館 210 講義室、別館合同教室）を配備し、必要に応じて使用できるようにしている。また、より小グループによる学習や自習室として活用できるセミナー室も本館及び別館に計 16 室配備している。

実習室は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の学校養成施設指定規則に沿って配置されており、資格取得のための教育環境を整備している。設備機器および教材等は、各専攻の学校養成施設指定規則以上の内容を配備しており、授業や研究に適切に使用している。

別館 1 階パソコン実習室には、パソコンを 40 台配置しており、授業時間以外にも課題作成等での使用を可能としている。

専任教員には、個人ごとに研究室を配備している。個別指導の場はセミナー室や各教員の研究室を使用している。

管理運営については、教室の机や椅子等・備品やパソコン等の教材は教務課、実習室は各専攻が定期的に管理している。令和 5 年度に改修や修理、新の補充した設備や備品はない。

Ⅱ-3-③ 適切な規模の図書館を有し、専門職員を配置するとともに、学術情報等の資料が書籍ならびに文献検索システムにて整備され、かつ有効に活用されていること。

本学の図書館は、別館 2 階に配置し、その面積は 594.35 m²であり、閲覧席は総数 114 席（収容定員 600 名の約 19%）である。閲覧席の内訳は、一般閲覧席 60 席、ブラウジングコーナー 8 席、グループ学修室 30 席、検索用パソコン席 10 席、休憩スペース 6 席。グループ学修室では、利用者が互いにコミュニケーションを取りながら学びを深められるよう可動式机と椅子、ホワイトボードを設置し、グループワークやディスカッション、自主学修など幅広い用途で利用されている。また、館内は無線 LAN 対応とし、場所を問わずネットワークが利用できる体制である。図書館には司書の資格を有する者を配置している。開館時間は、授業期 8:30～18:00、休業期 8:30～17:00 であり、土・日・祝は休館日としている【様式 5】。開館日程については、図

書館専用ホームページ及び蔵書検索システム OPAC (Online Public Access Catalog) に公開している。図書館は、学外者の利用も可能となっている。図書館の利用方法については、入学時に図書館利用オリエンテーションを行うとともに、学生便覧及び大学ホームページにて周知している。なお、令和 5 年度からは、定期試験対策及び国家試験対策期間中に図書館の開館時間を延長し、学習支援を実施した。具体的には、定期試験 2 週間前より開館時間（月～金曜日、18:00～20:00）を 2 時間延長し、1 日平均 29 名（令和 5 年 7 月 20 日～8 月 8 日、11 月 15 日～12 月 4 日、計 27 日、利用者数合計 778 名）が利用した。さらに、国家試験対策を支援するため、土日・祝日に開館し、1 日平均 41 名（令和 5 年 10 月 21 日～令和 6 年 2 月 12 日、9 時～17 時、計 29 日 延べ利用者数 995 名）が利用した【Ⅱ-3-③ 資料 1】。

図書の管理については図書館細則に基づき、図書館職員が登録・配架・整理・貸出の管理を行っている。

図書管理システム「ネオシリウス」により蔵書データベースは構築済みである。OPAC により、図書館内だけでなく、大学外からも書籍の検索を行うことが可能となっている。所蔵資料については、Cinii Books など他データベースでの検索結果も表示される。学生一人ひとりが My Library 機能を利用し、貸出状況の把握や貸出予約を行うことができる。また、同一法人内の高知学園大学・高知学園短期大学図書館の所蔵情報（8 万冊）を共有しており、相互貸借を可能としている。令和 5 年度の相互貸借状況は、文献複写 583 件、図書貸借 53 冊受け付けた。

所蔵可能冊数は、5 万冊であり、今後の図書増加に対する所蔵スペースは確保されている。蔵書数は 33,205 冊（令和 6 年 3 月 31 日現在）であり、毎年予算化し蔵書を増やしている。電子書籍については、メディカルオンラインのイーブックスライブラリー、Maruzen eBook Library が閲覧できる【Ⅱ-3-③ 資料 2】【Ⅱ-3-③ 資料 3】。

文献検索サービスとして、医中誌 Web、メディカルオンライン、ProQuest を配備し、幅広い学術文献の検索ができる環境を整備している。医中誌 Web、メディカルオンライン、ProQuest では、学外からリモートアクセスによる検索も可能である。さらに、図書館サービスを充実させるため、図書館専用のホームページを整備し、学生への情報提供を可能にしている。また、ホームページでは学術情報機関リポジトリを公開し、教員の研究成果を情報発信している。図書館利用者の学修・教育研究支援が効果的に機能するように専任司書によるオリエンテーション、レファレンスサービスを実施している。令和 5 年度の文献検索利用状況は、医中誌 Web6,517 件、メディカルオンライン 5,267 件（ダウンロード）、ProQuest1,379 件（ダウンロード 210 件）であった【Ⅱ-3-③ 資料 4】。

そして、国立情報学研究所（NII）の目録情報所在サービス（NACSIS - CAT/ILL）に加入し、全国の国公私立大学図書館等と貸借・文献複写等の相互利用サービスを提供している。中国四国九州医学図書室ネットワークにも加入し、全国の病院図書室との間でも文献複写相互利用サービスが受けられる。学修・研究用の書籍は、高知県立図書館との相互協力締結により、高知県内の大学・公共図書館からも取り寄せが可能となっている。また、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス参加

館となっており、貴重な資料の閲覧・複写サービスを提供している。この他、高知県立図書館及び土佐市立市民図書館を通じて、県立図書館や県内外の公立図書館から一般図書を借り受け、定期的に専用コーナーも設け、利用促進に働きかけている。

学生への学習支援サービスとして BOOK MARRY を試験的に導入した。臨床実習で活用した図書、学習に役立つ図書などのレビューを共有することで、効率的に図書を利用することができる。

令和 5 年度の図書館利用者延べ人数は、学内（学生及び教職員）38,639 名、学外（卒業生及び一般利用者）302 名、計 38,941 名であった。図書の貸出数は、学生 2,313 冊、教職員 1,242 冊、学外 567 冊、計 4,122 冊であった【Ⅱ-3-③ 資料 5】。

各専攻の 4 年生を対象に「国家試験対策に活用できる参考図書等」に関するアンケートを行い、その結果を図書館内に掲示して、主に 3 年生の国試対策に活用してもらっている【Ⅱ-3-③ 資料 6】。

地域社会への情報提供として、令和 5 年度は、高知県内で実施された認知症啓発活動の一環として土佐市立市民図書館が実施した認知症啓発展示へ協力を行った【Ⅱ-3-③ 資料 7】。

<エビデンス データ編>

【様式 5】図書館の開館状況

【Ⅱ-3-③ 資料 1】図書館延長・休日開館利用状況

【Ⅱ-3-③ 資料 2】相互貸借

【Ⅱ-3-③ 資料 3】蔵書数

【Ⅱ-3-③ 資料 4】文献検索利用状況

【Ⅱ-3-③ 資料 5】図書館利用状況

【Ⅱ-3-③ 資料 6】国家試験対策に関するアンケート結果

【Ⅱ-3-③ 資料 7】認知症啓発展示書籍一覧

Ⅱ-3-④ 自習室や学生交流の場等が設けられ、有効に活用されていること。

学生交流の場として、本館 1 階には食堂を配置しており、多くの学生が利用している。また、食堂の入り口には木製のベンチやテーブルの他、軽食にも対応した自動販売機を置き、学生が自由に使えるフリースペースとして開放している。また、食堂内では、すべてのテーブルにクロスを設置し、清潔感と明るさに配慮した。屋外校舎敷地内には複数のベンチ等を配置しており、屋内外で交流の場として学生が活用している。

学修の場としては、学生が静かに自習できるように本館 3 階から 5 階にセミナー室を計 12 室配備している上、図書館も自習できるように開放している。コモンルームは、学生が勉強やグループワーク、休憩など、様々な目的で利用できる。

国家試験対策が本格的に始まる時期にはスクールバスの運行や教員の配置も拡大し、学生のニーズに応じている。

食事や交流の場としての食堂スペースの利用時間は 7 時～18 時まで、休業期には 7

時～17 時、コモンルームは 21 時までであり、定期試験中、国家試験対策中は食堂の李勝時間を 2 時間延長した（7：00～18：7：00～20：00）。その時期の学生の利用は非常に多かった。

セミナー室は、国家試験対策が本格化する 11 月～3 月の利用が特に多かった。図書館は、定期試験対策や国家試験対策の時期に、図書の閲覧だけでなく、自習室として利用する学生が多かった【Ⅱ-3-① 資料 3】【Ⅱ-3-④ 資料 1】。

<エビデンス 資料編>

【Ⅱ-3-① 資料 3】 キャンパスマップ

【Ⅱ-3-④ 資料 1】 2023 年度 学生便覧 p. 28 食堂及びコモンルームの概要

（3）Ⅱ－3 の改善・向上方策（将来計画）

令和 6 年度は、校舎等の施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規定や運用方針・計画を定め、管理体制の強化を図る。また、実際の活用状況については詳細な調査を行う体制を整えていきたい。

図書館については、土日祝日の開館や図書館開館時間の延長など、利便性を向上させている。令和 6 年度も継続して実施し、利用者数向上に繋げる。蔵書構築について、電子書籍の充実を図るとともに、教員や学生からのニーズ（満足度）を把握し、選書計画を行う。また、学生間の参考文献等の情報共有をすすめ、学習支援に繋げる。さらに公共図書館や大学図書館とも連携し、利用促進に努める。地域社会への情報提供として、令和 6 年度も健康情報の発信等、地域社会への支援を継続していく。また、本学図書館における一般利用者のほとんどは、卒業生であるため、地域住民の利用を促すための広報（つな一でに利用案内のポスターを掲示）等を行い、一般利用者の内訳も詳細に分析していく。図書館での閲覧や自習等の利用については、学生を対象としたアンケートを実施し、その結果を分析して、必要があれば図書館利用の環境を改善していく。

自習室は、学生との意見交換会でも要望が出たように、大学として十分なスペースを確保できているとは言えない。また、学生交流の場の充実につながる屋内外の施設整備も継続的な課題である。学生がどのような自習室や憩いのスペースを求めているのか、学生アンケートの結果分析や自治会組織に意見を求め、集約するなど学生の要望を把握し、引き続き改善に努める。

Ⅱ－4．学生の意見への対応の適切性

項目	評価の視点・留意点
Ⅱ－4． 学生の意見への対応 の適切性	Ⅱ-4-① 学修支援、学生生活、施設・設備など学生の意見、要望を聴取し、くみ上げるシステムが適切に整備されていること。
	Ⅱ-4-② システムによって、くみ上げた学生の意見・要望を、改善に反映していること。

(1) II-4 の自己判定

「満たしている。」

(2) II-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

II-4-① 学修支援、学生生活、施設・設備など学生の意見、要望を聴取し、くみ上げるシステムが適切に整備されていること。

学生の意見、要望のくみ上げは、基準II-2-③で述べた相談体制フローチャート及び各専攻の学生への定期面談によってくみ上げられる。

また年1回、学生と学長との意見交換の場を設けている。令和5年度は12月に、本学園理事長及び本学学長（学部長）、副学長、学生部長（学科長）、教務部長、事務局長、学生課長、庶務課長、教務課長と学生自治会会長及び副会長、1～3年の各クラス代表者の計12名が出席し、開催した【II-4-① 資料1】。

加えて、学生の意見が必要なものは、学生アンケートを実施している。令和5年度は、学生相談窓口の投書箱で要望が多かった食堂に関することとスポーツ施設に関することについて、アンケートを実施し、学生の要望を明確にした【II-4-① 資料2】【II-4-① 資料3】。

食堂については、メニューや価格、営業時間への満足度が低く、電子レンジの設置、その他には、自習室の拡大、駐車場の無料化、施設や備品の老朽化対策への要望がくみ上げられた。スポーツ施設に関しては、半数以下の学生からの強い要望であった。

<エビデンス データ編>

【II-4-① 資料1】学生と学長の意見交換会報告書

【II-4-① 資料2】食堂に関するアンケート

【II-4-① 資料3】スポーツ施設利用サポートに関するアンケート

II-4-② システムによって、くみ上げた学生の意見・要望を、改善に反映していること。

令和4年度にくみあげた学生の意見・要望に対し、令和5年度に改善策として実施したこと（大学全体として）を以下に示す。

まず、インターネット設備の充実として、Wi-Fiについて令和5年度後期から利用できるように設備を整えた。次に、食堂や自動販売機の設備を充実させるため学生課・庶務課職員が食堂委託業者と意見交換を行った。そのことで改善されたことはメニューの工夫やテーブルクロスを設置などである。さらに、駐車場・駐輪場の整備や利用料金についての意見・要望については令和6年度に対応する予定である。

以上の対策を行い、令和6年3月に実施した学生アンケート結果から、対策による

効果を検証した。インターネット設備の満足度（大変満足・まあ満足）は 75.9%、食堂についての満足度は 68.1%であった。駐車場・駐輪場については 73.1%の満足度であった。教室や実習室の設備、トイレや更衣室の設備についての満足度も 80%以上であった。食堂や駐車場、施設や備品など明確な対応が得られていないものであっても学生の満足度が高かったことは、学生と学長との意見交換会等で、現在の状況を説明したことが理由の一つと考えられる。

自習室についての満足度は 83.7%と高かったが、図書館の開館時間を長くした結果、図書館で実習する学生が増えた結果でもあった。

そのほか、カウンセリング室（49.1%）、ハラスメント（42.4%）、学生体験イベント（48%）の評価を問う項目で「わからない」と答えた学生が多かった。学生体験イベントについては、参加したことのある学生は 13.9%と非常に少なかった。また 4 年次生の就職・進学支援の満足度は 97.1%と非常に高かったが、1～3 年次生も対象であったキャリアガイダンスは、66.9%の学生が「支援を受けていない」という回答した。

令和 5 年度の学生アンケートの回収率は、39.6%と低かった。理学療法学専攻 27.4%、作業療法学専攻 69.8%、言語聴覚学専攻 58.5%。1 年次生 34.2%、2 年次生 27.8%、3 年次生 42.1%、4 年次生 58.3%だった【Ⅱ-4-② 資料 1】。

<エビデンス データ編>

【Ⅱ-4-② 資料 1】 学生アンケート

（3）Ⅱ－4の改善・向上方策（将来計画）

学生から意見・要望をくみあげ、それを改善に反映することは一定程度できていた。しかしながら学生アンケートの回収率が低いことが大きな課題である。学生アンケートは現在ポータルサイトで案内を行っているが、それだけでは回答率が上がらないため、クラス担任・副担任による案内が必要となっている。このことについて、学生委員から教員に協力を依頼し、学生への頻回の呼びかけ、具体的にアンケートの URL を再度提示するなど、その場でスムーズに回答してもらえるような工夫を行っていく。

またカウンセリング室やハラスメント、学生体験イベント、キャリアガイダンスについて、学生の周知度が低かった。本学におけるカウンセリング室やハラスメント支援については、ホームルーム等で視聴できる動画を作成し、定期的に視聴する機会を設ける。学生体験イベントやキャリアガイダンスについてはいつ何が行われているか知らない専攻教員も多く、学生に周知を促すためには、学生委員から話題を提供し、専攻会議等で共有し、ホームルーム等で呼びかけを行っていくことが必要である。あわせて、令和 6 年度も引き続き、専攻教員は定期面談で学生の意見や要望をくみとっていく。学生委員は学生と学長との意見交換会を開催し、学生支援室（相談窓口）をより学生が相談しやすい体制を整え、学生の意見や要望を把握し、学生自治会とも連携しながら優先度の高い対策から対応をしていき、学生アンケートにより満足度を

確認していく。

基準Ⅲ 教育課程・学修成果

Ⅲ－１．卒業認定・単位認定等の要件設定と運用

項目	評価の視点・留意点
Ⅲ－１． 卒業認定・単位認定 等の要件設定と運用	Ⅲ-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）を策定し、社会に公表していること。
	Ⅲ-1-② ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）を踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に設定し、社会に公表していること。
	Ⅲ-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を、厳正に適用していること。

（１）Ⅲ－１ の自己判定

「満たしている」

（２）Ⅲ－１ の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ⅲ-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）を策定し、社会に公表していること

3つのポリシーを反映させ、大学及び各専攻においてディプロマ・ポリシーを策定している。また学生便覧に記載して学生に周知するとともに、大学ホームページに掲載することにより社会に公表し、学生だけではなく、保護者、受験生、社会に対しても周知している。

Ⅲ-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に設定し、社会に公表していること

単位認定基準は、学則第29条に単位の認定、科目の修得及び評価を定めている。学則第29条第2項に基づき、試験規程を別途定めるとともに、学則第30条にて単位認定試験の成績評価を定めている。進級基準については、進級規程第2条にて、上級年次への進級について定めている。卒業認定基準については、学則第26条にて、授業科目の名称及び単位数ならびに卒業に必要な単位数を定めている。学則第44条にて学位の授与を定めている。

Ⅲ-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を、厳正に適用していること

学生便覧に記載して学生に周知するとともに、学生便覧を大学ホームページに掲載し、保護者及び受験生等に対し周知している。また、それら単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、学則の定めに従い厳正に管理している。

(3) Ⅲ-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は専門職大学として、教育課程の系統性・順序性を踏まえ、臨床実習の履修を通して、高度で専門的な知識と技能を修得できるよう、進級規程と臨床実習規程が連動している。この方針については、今後も継続するものとする。

令和7年度入学生から対象となる教育課程の改正においても、その内容に準じて設定している。進級規程については、教育課程の系統性・段階性を鑑み、基準の見直しに相当するものと捉え、令和7年度入学生から対象となる教育課程に合わせて検討を行っており、学生の不利にならないように改正を行う。また、転専攻制度を利用した場合においても、学生の過度な負担とならないよう、進級規程と臨床実習規程の連動についても見直しを行う。

Ⅲ-2. カリキュラム・ポリシーの明確化と専門職大学としての体系的な教育課程の編成

項目	評価の視点・留意点
Ⅲ-2. カリキュラム・ポリシーの明確化と専門職大学としての体系的な教育課程の編成	Ⅲ-2-① ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針・実施の方針）の策定に基づき、教育課程を編成し、実施していること。
	Ⅲ-2-② 授業科目の配置は、学修成果の達成に繋げるため、系統性・段階性に配慮していること。
	Ⅲ-2-③ 学生の学修時間を考慮し、法令上の規程に即して、単位を設定していること。
	Ⅲ-2-④ 入学前に取得した単位を、適切な方法により認定していること。
	Ⅲ-2-⑤ 基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の構成により、教育課程を編成していること。
	Ⅲ-2-⑥ 基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目は、それぞれの目的に照らし、必要な能力を育成するための授業科目となっていること。
	Ⅲ-2-⑦ 実験、実習又は実技による授業科目を、40 単位以上（臨地実務実習 20 単位以上を含む）配置していること。

	Ⅲ-2-⑧ 教育課程連携協議会の意見を、教育課程の編成に反映させていること。
--	----------------------------------------

(1) Ⅲ-2 の自己判定

「満たしている」

(2) Ⅲ-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**Ⅲ-2-① ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針・実施の方針）の策定に基づき、教育課程を編成し、実施していること**

全学及び各専攻において、ディプロマ・ポリシーを策定している。また養成する人材像に照らした理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成するために、各専攻においてカリキュラム・ポリシーを踏まえた教育目標を策定し、教育課程を編成している。

令和7年度入学生から対象となる言語聴覚士養成施設指定規則改正の実施に合わせて、理学療法学専攻・作業療法学専攻も教育課程の改正を行った【資料Ⅲ-2-①】【資料Ⅲ-2-②】【資料Ⅲ-2-③】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-2-①】教育課程と指定規則との対比表（理学療法学専攻）

新カリキュラム（令和7年度改正分）

【資料Ⅲ-2-②】教育課程と指定規則との対比表（作業療法学専攻）

新カリキュラム（令和7年度改正分）

【資料Ⅲ-2-③】教育課程と指定規則との対比表（言語聴覚学専攻）

新カリキュラム（令和7年度改正分）

Ⅲ-2-② 授業科目の配置は、学修成果の達成に繋げるため、系統性・段階性に配慮していること

教育課程は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成施設であることを踏まえ、各専攻で得られる国家試験受験資格の要件に沿って授業科目を必修科目及び選択科目に分けて各年次に配置し、職業教育を実施している。また教育課程は、系統性・段階性に配慮し、3専攻の共通科目、各専攻の科目を配置している。授業科目の系統性・段階性が学生に理解しやすいように、カリキュラムマップのほかに、令和5年度よりシラバスにナンバリングの欄を設けている。

令和5年度は、配当年次における前期・後期を見直し、3専攻共通で5科目、理学療法学専攻で4科目、作業療法学専攻で5科目、言語聴覚学専攻で4科目学生の負担を軽減した【資料Ⅲ-2-④】。

令和7年度の教育課程の改正では、言語聴覚士養成指定規則に従って、科目群の編

成を変更するとともに、「理学療法展開科目群」「作業療法展開科目群」「言語聴覚療法展開科目群」の科目の一部を変更し、配当年次を見直すこととしている。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-2-④】令和5年度 配当年次変更科目 新旧対照表

Ⅲ-2-③ 学生の学修時間を考慮し、法令上の規程に即して、単位を設定していること

単位設定は、専門職大学設置基準第29条に則り、各専攻において、卒業の要件に必要な17な単位を設定している。理学療法学専攻及び作業療法学専攻は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条及第12条に基づく理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則第3条2項に則り、単位を設定している。言語聴覚学専攻は、言語聴覚士学校養成所指定規則第4条3項に則り、単位を設定している。また専門職大学設置基準及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成指定規則のいずれも遵守し、単位を設定している。専門職大学設置基準及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成指定規則のいずれも遵守した単位を設定されている。

令和7年度の教育課程の改正では、3専攻ともに卒業要件単位数の変更を行った【資料Ⅲ-2-①】【資料Ⅲ-2-②】【資料Ⅲ-2-③】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-2-①】教育課程と指定規則との対比表（理学療法学専攻）
新カリキュラム（令和7年度改正分）

【資料Ⅲ-2-②】教育課程と指定規則との対比表（作業療法学専攻）
新カリキュラム（令和7年度改正分）

【資料Ⅲ-2-③】教育課程と指定規則との対比表（言語聴覚学専攻）
新カリキュラム（令和7年度改正分）

Ⅲ-2-④ 入学前に取得した単位を、適切な方法により認定していること

入学前の既修得単位等の認定は、当該学生からの申請に応じて、申請科目が教育課程に即したものであるか、内容・水準等について教務委員会にて審議を行い、教育上有益と認めた場合に認定している。既修得単位は、学則第35条第1項及び第2項に則り、最大60単位を限度として認定している。入学前に専門性が求められる職業に関わる実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合には、学則第35条第3項第4項に則り、最大30単位を限度とし、大学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えない範囲で認定することとしている。

令和5年度の申請者数は1件であり、認定単位は、「情報処理演習Ⅰ（必修）」「情報処理演習Ⅱ（必修）」「英語Ⅰ（必修）」「英会話（選択）」の5単位であった。

Ⅲ-2-⑤ 基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の構成により、教育課程を編成していること

カリキュラム・ポリシーを踏まえ、実践的・創造的能力を備えた高度専門職業人・社会に貢献できる専門職を養成するため、専門職大学設置基準第 29 条に則り、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」の 4 つの科目区分を構成して、教育課程を編成し実施している。「職業専門科目」は、「専門支持科目」と「専門基幹科目」に区分し、各科目区分の学修内容を定めている。

Ⅲ-2-⑥ 基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目は、それぞれの目的に照らし、必要な能力を育成するための授業科目となっていること

基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目は、それぞれの目的に照らし、リハビリテーション専門職者として必要な能力を育成するための授業科目として配置している。

- 1) 「基礎科目」は、令和 7 年度の教育課程改正では、「初年次教育」を必修として配置する。
- 2) 「職業専門科目」の「専門支持科目」は、令和 7 年度の教育課程改正では、科目群の編成を見直し、「心の働き」「言語とコミュニケーション」を新たに配置する。
- 3) 「職業専門科目」の「専門基幹科目」は、言語聴覚学専攻では、令和 7 年度の教育課程改正では、指定規則に従って「基礎学」「評価学」「治療学」の編成を見直し、「失語・高次脳機能障害学」「言語発達障害学」「発声発語・嚥下障害学」「聴覚障害学」に変更し、「地域学」と「管理学」を新たに配置する。(以上【資料Ⅲ-2-⑤】)
- ※ 4) 5) は前年と同様につき、記載なし

<エビデンス集 資料編>

- 【資料Ⅲ-2-①】教育課程と指定規則との対比表（理学療法学専攻）
新カリキュラム（令和 7 年度改正分）
- 【資料Ⅲ-2-②】教育課程と指定規則との対比表（作業療法学専攻）
新カリキュラム（令和 7 年度改正分）
- 【資料Ⅲ-2-③】教育課程と指定規則との対比表（言語聴覚学専攻）
新カリキュラム（令和 7 年度改正分）
- 【資料Ⅲ-2-⑤】高知リハビリテーション専門職大学学則別表（令和 7 年度改正分）

Ⅲ-2-⑦ 実験、実習又は実技による授業科目を、40 単位以上（臨地実務実習 20 単位以上を含む）配置していること

令和 7 年度の教育課程改正では、科目の変更に伴い、卒業に必要な実習等の単位数を、理学療法学専攻は計 40 単位、作業療法学専攻は計 41 単位、言語聴覚学専攻は計

40 単位としている【資料Ⅲ-2-⑥】【資料Ⅲ-2-⑦】【資料Ⅲ-2-⑧】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-2-⑥】 実験・実習又は実技による授業科目一覧（理学療法学専攻）
新カリキュラムのみ

【資料Ⅲ-2-⑦】 実験・実習又は実技による授業科目一覧（作業療法学専攻）
新カリキュラムのみ

【資料Ⅲ-2-⑧】 実験・実習又は実技による授業科目一覧（言語聴覚学専攻）
新カリキュラムのみ

Ⅲ-2-⑧ 教育課程連携協議会の意見を、教育課程の編成に反映させていること

教育課程連携協議会を、専門職大学設置基準第 11 条に則り構成員を選任し構成している。産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項や、産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議している。教育課程連携協議会は、原則として学期の切り替え時期（9 月）と年度末（3 月）に年 2 回以上開催するものとしており、開設後より年 2 回定期的に開催している。また、学長の諮問や構成員の求めや活動状況に応じて随時必要な会議を開催できるようにし、教育課程連携協議会の意見を大学の教育課程に反映されるための学内体制を整備している。

開設 4 年目の完成年度を過ぎたことから、教育課程の改正について審議を進めた。言語聴覚士養成施設指定規則改正に合わせて、理学療法学専攻および作業療法学専攻も同時に改正を行う方針で、現行の教育課程の課題とその改善策について協議会にて審議を行った。意見として、「単位数が多く、学生の負担の軽減が必要」、「1 年次から 2 年次への進級基準の見直し」、「学外の対象者の方などの協力などの授業方法の工夫」、「医療以外への進路選択ができるための工夫」、などがあげられた。これらの意見を踏まえた「令和 7 年度の教育課程改正案」についても意見交換を行い、教務委員会にて検討し最終案を作成した。【資料Ⅲ-2-⑨】【資料Ⅲ-2-⑩】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-2-⑨】 教育課程連携協議会 新カリキュラムに対する意見

【資料Ⅲ-2-⑩】 令和 5 年度 第 13 回教務委員会議事録

（3）Ⅲ-2 の改善・向上方策（将来計画）

現行の教育課程の課題である卒業要件の修得単位数については、令和 7 年度からの言語聴覚士養成施設指定規則改正の実施に合わせて改正した。併せて、展開科目についても、地域社会の変容に照らして、リハビリテーション分野の専門職として、地域社会が求める人材を養成できるように、関連する他分野の授業科目と内容の見直しは、

継続的に行う。専門職大学としてより良い教育課程を編成するとともに、学生が余裕をもって主体的に学修できる卒業要件となるよう、教育課程連携協議会にも意見を求め、今後も定期的に教育課程の改正を検討し、必要に応じて改正を行う。学内における実習科目の内容については、継続的に見直しを行うことにより、実習への取り組み強化を促すようにしていく。

Ⅲ－３．教育目的に相応しい授業方法・学修指導の実効性

項目	評価の視点・留意点
Ⅲ－３． 教育目的に相応しい 授業方法・学修指導 の実効性	Ⅲ-3-① シラバスを適切に作成するとともに学生に周知し、活用していること。
	Ⅲ-3-② 履修指導、予習・復習等にかかる相談支援の体制を整備し、適切に実施していること。
	Ⅲ-3-③ 学生に期待する学修成果を踏まえ、その達成に相応しい授業形態、授業方法、及び教材、実習室が用いられていること。
	Ⅲ-3-④ 授業方法の改善を図るための組織を編成し、研修及び研究を実施していること。
	Ⅲ-3-⑤ 一つの授業科目について、同時に授業を行う学生数が適切に設定されていること。
	Ⅲ-3-⑥ 臨床実習施設との連携を適切に実施するとともに、実習調整者を配置していること。
	Ⅲ-3-⑦ 臨床実習は、診療参加型実習（クリニカル・クラーク・シップ）にて実施していること。

（１）Ⅲ－３ の自己判定

「満たしている」

（２）Ⅲ－３ の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ⅲ-3-① シラバスを適切に作成するとともに学生に周知し、活用していること

シラバス内容の学生への周知方法として、学内外から参照できる大学のホームページにて公開するとともに、各専攻においても取り組みを行った。

理学療法学専攻では、授業回ごとに学生へ事前事後学修についての説明ができていないか不明確であり、授業の振り返りやレポートなどの際は特に強調して周知していると思われるが、それ以外の回では十分でないと予測される。作業療法学専攻と言語聴覚学専攻では、すべての教員が１回目の授業で口頭または配布資料・ポータルサイトを閲覧させながらの説明を実施した。

令和５年度の学生による授業評価の「シラバスとおりの授業」の結果は、理学療法

学専攻の講義・演習科目が 4.67、実習科目が 4.67、作業療法学専攻の講義・演習科目が 4.69、実習科目が 4.81、言語聴覚学専攻の講義・演習科目が 4.81 と実習科目が 4.72 であり、シラバスの活用は概ね良好な結果であった【資料Ⅲ-3-①】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-3-①】 令和 5 年度 授業評価アンケート結果

Ⅲ-3-② 履修指導、予習・復習等にかかる相談支援の体制を整備し、適切に実施していること

※オリエンテーションについては、前年と同様につき記載なし

各専攻におけるオフィスアワーの学生の活用状況は、以下の通りである。

理学療法学専攻では、1 科目あたりのオフィスアワーでの対応延べ件数は、平均 7.2 件（範囲 0～25 件）であった。授業形態別では、講義科目は平均 4.9 件、演習科目は平均 6.9 件、実習科目は平均 9.1 件と実習科目の対応件数が多い傾向がみられた。対応内容は主に授業や定期試験、レポート課題に関する相談・質問、実習での手技の確認、出席状況に関することなどであった。オフィスアワーの対応時間帯・方法では、授業後の対応が 27 件、空き時間が 25 件、メール対応が 13 件、シラバスに記載した内容は 3 件であり、学生と教員の空き時間が合わない状況も見られた。

作業療法学専攻では、1 科目あたりのオフィスアワーでの対応延べ件数は、講義科目は 0～5 回以内の科目が多く、実習科目は、実技やレポートなどの課題に応じて、10～40 回と多い傾向がみられた。来室内容は、講義内容の確認・質問、実習準備の相談、レポート課題についての質問・確認等であった。オフィスアワーの時間は、概ねシラバスに記載した内容で実施できていたが、シラバスに時間帯や形態を明記していても、空き時間に対面で来室することが多かった。メール連絡は各教員 1～3 件程度であった。オフィスアワーを記載していても、学生の空き時間と合わなかったとの回答が 2 件あった。

言語聴覚学専攻では、教員 1 名あたりのオフィスアワーの対応延べ件数は 8 回以内であった。オフィスアワーの時間以外に予約なしで訪室があったとの回答もみられた。

令和 5 年度入学生より導入した「学修ポートフォリオ」では、学生が記録するラーニング・ログ（学修記録）、「プラクティス・ログ（臨床実習体験記録）」、「リフレクション・ログ（省察記録）」と、学生による自己評価を各学期末にルーブリック表を使用して実施し、履修指導に活用している。各専攻における活用状況は、以下の通りである。

理学療法学専攻では、5～6 名でグループを編成し 12 名の教員を配置したが、半分のグループで履修指導の実施状況、学生の出席状況も良好とはいえない結果であった。担当教員からは、振り返りの仕方に困る、クラス担任もあり負担になる、などの意見があった【資料Ⅲ-3-②】。

作業療法学専攻では、4～5 名でグループを編成、ゼミ方式として担当教員を配置し、前期 4～5 月、後期 9～10 月に全ての記録をもとにした助言・指導を行った。

言語聴覚学専攻では、4～5名でグループを編成、4名の教員を配置して、対面およびメールでのログの提出による履修指導を行った。データの提出がない学生に対しては、クラス担任からも該当学生に連絡をして、全員分の全てログの収集を実施した。「プラクティス・ログ」のみ実施していない。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-3-②】令和5年度 学修ポートフォリオ実施状況アンケート（理学療法学専攻）

※作業療法学専攻、言語聴覚学専攻はアンケート結果なし

Ⅲ-3-③ 学生に期待する学修成果を踏まえ、その達成に相応しい授業形態、授業方法、及び教材、実習室が用いられていること

※授業形態については、前年度同様につき記載なし

専門職大学として重視される各専攻における実習科目の実施状況は、以下の通りである。

理学療法学専攻の授業回数からみた実習室の使用状況は、3科目を除き50%以上であった。50%以下の3科目は、教室にベッドや実習用機器を持ち込み対応することもあった【資料Ⅲ-3-③】。

2・3年次の実習科目に関しては、臨床現場の雰囲気などを感じられる機会が少なかったことから、実技方法の動画作成や教科書のデジタル化などにより、予習復習を含めた自己学修を促す環境づくりに努めた。新型コロナウイルス感染症が5類に移行したとはいえ、実際に対象者の協力を得ることはできなかった。

作業療法学専攻の授業回数からみた実習室の使用状況は、4科目を除き50%以上であった。50%以下の4科目のうち3科目は、全授業回のうち授業形態の実習は50%以下であった。感染症対策が緩和されたこともあり、前年度の使用が少なかった科目は、すべて上昇していた。また、学外の施設や事業所等にて協力が得られた9科目では、学内外での対面やリモートにより、対象者の方々が参加する授業を実施した。学外対面は4科目、学内対面は4科目、リモートは5科目（重複あり）であった【資料Ⅲ-3-④】。

言語聴覚学専攻の授業回数からみた実習室使用状況は、各科目の授業回数から見た平均使用率が前年度の22%から72%に増加した。学外の施設の協力により、新たに1科目で学内での対面による評価実習を実施した【資料Ⅲ-3-⑤】。

※臨床実習の基本内容については、同様につき記載なし

令和5年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、期間や実施方法の変更を行った。各専攻における臨床実習科目の実施状況は、以下の通りである。

理学療法学専攻では、期間変更として「理学療法臨床実習Ⅰ」が1名12月末に延期となった。実施方法変更として、実習施設において受け入れができない場合の対応として、「理学療法臨床実習Ⅲ」が2名であり、学内実習を実施した。学内実習では、実習室等を使用して実施、登校できない場合にはリモートを併用した演習を実施した

【資料Ⅲ-3-⑥】【資料Ⅲ-3-⑨】。

作業療法学専攻では、期間変更として、「作業療法臨床実習Ⅰ」が1施設2名で9月に全日程を終えることができず、12月に3日間追加した。実施方法変更として、実習施設において受け入れができない場合への対応として、学内実習を実施した。「作業療法臨床実習Ⅱ」は1施設1名、「作業療法臨床実習Ⅲ」は4施設4名であった。学内実習の内容は、実習室等を使用して実施するとともに、学外施設の利用者を対象とした対面並びに遠隔による実習を実施した【資料Ⅲ-3-⑦】【資料Ⅲ-3-⑩】。

言語聴覚学専攻では、期間変更はなかったが、実施方法変更として、実習施設において受け入れができない場合への対応として、学内実習を実施した。「言語聴覚療法臨床実習Ⅲ」は5名で、学内実習の内容として、実習室等を使用して実施した【資料Ⅲ-3-⑧】【資料Ⅲ-3-⑪】。

そして、各専攻の臨地実習施設の確保については、以下の通りである。

理学療法学専攻では、多様な分野が経験できるように確保しており、新規登録施設は介護老人保健施設が1施設、病院が4施設であった。

作業療法学専攻では、病院・介護老人保健施設・社会福祉施設・就労関連の事業所・居宅関連の事業所など、さまざまな分野において、現在の学生数に充足するだけ確保している。訪問・通所リハの実習が可能な施設の実習施設も確保している。新規登録施設は1施設であった。

言語聴覚学専攻では、訪問リハビリテーションや老人保健施設を併設している医療機関も確保しており、新規登録施設はいずれも医療機関で、小児対象が2施設、成人対象が1施設であった。

そして、遠隔授業を実施できるよう、本館講義棟のWi-Fi設備も完了している。

<エビデンス集 資料編>

- 【資料Ⅲ-3-③】 令和5年度 実習科目における実習室使用状況（理学療法学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-④】 令和5年度 実習科目における実習室使用状況（作業療法学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑤】 令和5年度 実習科目における実習室使用状況（言語聴覚学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑥】 令和5年度 理学療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ配置表
- 【資料Ⅲ-3-⑦】 令和5年度 作業療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ配置表
- 【資料Ⅲ-3-⑧】 令和5年度 言語聴覚療法臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ配置表
- 【資料Ⅲ-3-⑨】 令和5年度 学内実習実施状況（理学療法学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑩】 令和5年度 学内実習実施状況（作業療法学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑪】 令和5年度 学内実習実施状況（言語聴覚学専攻）

Ⅲ-3-④ 授業方法の改善を図るための組織を編成し、研修及び研究を実施していること

※組織編成については、前年同様につき記載なし

F D活動として、各専攻の専任教員の担当科目授業を、専攻を問わず他の教員が参観し、教授内容や方法について意見交換を行う研究授業は、令和5年度後期に各専攻

において実習科目を1科目対象として実施した。研究授業への参加者数は、理学療法学専攻の科目が4名、作業療法学専攻の科目が7名、言語聴覚学専攻の科目は1名であった【資料Ⅲ-3-⑫】。

令和5年度の四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）の協力のもと講師派遣によるFD研修の各専攻教員参加者数は、「障がいをもつ学生の理解と支援」で理学療法学専攻が6名、作業療法学専攻が7名、言語聴覚学専攻が3名であった。「学生の自立を促す学生支援の実践とコツ」は、理学療法学専攻が7名、作業療法学専攻が8名、言語聴覚学専攻が8名であった。また、研究授業における教案シート作成に関する「研究授業説明会」は、理学療法学専攻が10名、作業療法学専攻が9名、言語聴覚学専攻が7名であった。研究授業参加状況、SPOD研修参加状況において、いずれの専攻も各教員の個人差がみられた【資料Ⅲ-3-⑬】。

「授業評価アンケート」については、専門職大学としての実習科目の重要性を鑑み、令和5年度より講義・演習科目と実習科目で区分けして実施した。授業評価結果に対して、科目担当教員は授業評価報告書を作成し、令和5年度分からはポータルサイトにて、学生及び教員に公開している【資料Ⅲ-3-①】【資料Ⅲ-3-⑫】。

令和5年度の授業評価アンケート結果における項目ごとの平均値については、以下の通りである。理学療法学専攻の講義・演習科目は4.60、実習科目は平均4.62であった。作業療法学専攻の講義・演習科目は4.50以上（令和4年度は4.54以上）、実習科目は4.64以上（令和4年度は4.75以上）であった。言語聴覚学専攻の講義・演習科目は4.55、実習科目4.67であった。平均値については、いずれも概ね良好な結果が得られたが、学生のコメントとして、教材や授業進行速度など、改善を求める意見も多数見られた。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-3-⑫】 令和5年度 授業評価報告書 新規（一部抜粋）

※以下の資料については、基準IVFD・SD関係にて添付

令和5年度 研究授業実施状況

令和5年度 学内企画FD・SD活動研修参加者一覧。

令和5年度 学内FD・SD研修受講状況

令和5年度 授業評価学生コメント一覧

Ⅲ-3-⑤ 一つの授業科目について、同時に授業を行う学生数が適切に設定されていること

専門職大学の設置基準に則り、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、40名を遵守している。

令和5年度は、3専攻共通科目の「社会福祉概論」「病理学」「健康科学」「小児科学」「リハビリテーション医学」「臨床神経学」「生命倫理」「地域包括ケア論」「臨床栄養学」「リーダーシップ論」「チーム連携論」の11科目、理学療法学専攻科目の「生涯スポーツ論」「マーケティング論」「経営組織論」「経営管理論」「起

業論」の5科目で、やむを得ず40名を超える学生数の授業科目が存在している。これらの科目では教育効果を確保するために、授業担当教員に加えて専任教員を教育補助者として配置し、授業担当教員が円滑な講義を実施できるように補助を行うとともに、学生の授業理解促進のための支援や助言等を行った【資料Ⅲ-3-⑬】。

<エビデンス集（資料編）>

【資料Ⅲ-3-⑬】 令和5年度 40名を超える学生数の授業科目一覧

Ⅲ-3-⑥ 臨床実習施設との連携を適切に実施するとともに、実習調整者を配置していること

※臨床実習規程等の基本事項は、前年同様につき記載なし

令和5年度の巡回訪問等実施状況では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、訪問受け入れが困難な施設では、電話やリモートでの実施となった。学生ともメール等を利用して定期的に連絡をとり、履修についての相談や指導を実施した【資料Ⅲ-3-⑭】。

理学療法学専攻では、専任教員は施設での臨床実習及び自宅学習の状況の把握に努め、臨床実習施設に訪問して指導する必要があると判断した場合には、巡回指導の時期を早める等の変更や複数回の巡回を行うようにする等、速やかに対応した。作業療法学専攻では、専任教員が施設での臨床実習及び自宅学習の状況の把握に努め、臨床実習施設に訪問して指導する必要があると判断した学生に対して、巡回指導の時期を早める等の変更や複数回の巡回を行うようにする等、速やかに対応した。言語聴覚学専攻では、全体としての対応は前述と同様であり、専任教員が施設での臨床実習及び自宅学習の状況の把握に努め、臨床実習施設に訪問して指導する必要があると判断した学生に対して、巡回指導の時期を早める等の変更や複数回の巡回を行うようにする等、速やかに対応した。不安傾向が強い学生1名に対し、担任が実習調整役となり実習指導者と密に連絡をとり、実習指導者から連絡当日に実習施設を訪問し、学生との面談を行った【資料Ⅲ-3-⑭】【資料Ⅲ-3-⑮】【資料Ⅲ-3-⑯】。

また、臨床実習指導者連絡協議会は、新型コロナウイルス感染対策として、リモートによる会議を令和5年11月に実施した。各専攻の会議概要は以下の通りである。

理学療法学専攻では、臨床実習評価表および出席表の記載内容の再検討について要請があったことから、令和6年度の臨床実習の実施に向け、臨床実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの評価表および出席表について協議を行った。それに伴い、現在臨床実習委員会にて臨床実習指導者要領および臨床実習ガイドの変更・修正を進めている【資料Ⅲ-3-⑰】

【資料Ⅲ-3-⑱】。

作業療法学専攻では、臨床実習における課題と改善に向けた対応等について協議を行った。具体的には、各領域における診療参加型実習（クリニカル・クラーク・シップ）の進め方であり、多様な分野の施設の指導者から意見をいただき、困難事例やスムーズに行えた事例などについて共有することができた【資料Ⅲ-3-⑲】。

言語聴覚学専攻では、診療参加型実習（クリニカル・クラーク・シップ）や自己学習についての実施方法について協議を行った。臨床実習指導者の意見として、学内の教員間で連絡体制が異なることで学生の負担が生じている旨の指摘があり、教員から学生に連絡することも複数の教員とすることにより、迅速に対応できることとした。また、学生の意見としてあげられた臨床実習指導者の不適切な対応を報告し、臨床実習指導者に改善を求めた。【資料Ⅲ-3-⑱】。

<エビデンス集 資料編>

- 【資料Ⅲ-3-⑭】 令和5年度 理学療法臨床実習Ⅱ・Ⅲ巡回訪問等実施記録一覧
- 【資料Ⅲ-3-⑮】 令和5年度 作業療法臨床実習Ⅱ・Ⅲ巡回訪問等実施記録一覧
- 【資料Ⅲ-3-⑯】 令和5年度 言語聴覚療法臨床実習Ⅱ・Ⅲ巡回訪問等実施記録一覧
- 【資料Ⅲ-3-⑰】 令和5年度 臨床実習指導者連絡協議会議事録（理学療法学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑱】 令和5年度 臨床実習指導者連絡協議会議事録（作業療法学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑲】 令和5年度 臨床実習指導者連絡協議会議事録（言語聴覚学専攻）
- 【資料Ⅲ-3-⑳】 令和5年度 第9回臨床実習委員会議事録

Ⅲ-3-⑦ 臨床実習は、診療参加型実習（クリニカル・クラーク・シップ）にて実施していること

※CCSの基本事項については、前年同様につき記載なし

各専攻の診療参加型実習（クリニカル・クラーク・シップ）実施状況は、以下の通りである。

理学療法学専攻では、臨床実習指導者との連絡時には、昨年度に引き続きクリニカル・クラーク・シップについての説明を行い、より一層の周知と内容理解を促すとともに、学生の実習状況を確認しつつ質疑応答を行った【資料Ⅲ-3-㉑】。

作業療法学専攻では、訪問担当教員が臨床実習指導者と連絡する際、もしくは巡回訪問の際には、必ずクリニカル・クラーク・シップについての説明を行い、学生の臨床実習状況を確認して、質疑応答を行った。徐々に臨床実習指導者の理解も進み、協力体制が構築されつつある【資料Ⅲ-3-㉒】。

言語聴覚学専攻では、現行の言語聴覚士養成施設指定規則にクリニカル・クラーク・シップに関する記載がないことから、臨床実習指導者と本学専任教員が、クリニカル・クラーク・シップの実習内容と指導方法について、協議しながら実施している【資料Ⅲ-3-㉓】。

また、臨床実習指導者へのアンケート結果において、「臨床実習中に複数の症例を経験できた」は理学療法学専攻が93%、作業療法学専攻が88%、言語聴覚学専攻が85%であった。「指導について不明な点はない」は理学療法学専攻が94%、作業療法学専攻が92%、言語聴覚学専攻が76.9%であった【資料Ⅲ-3-㉔】 【資料Ⅲ-3-㉕】 【資料Ⅲ-3-㉖】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-3-㉑】 理学療法臨床実習Ⅱ・Ⅲクリニカル・クラーク・シップ
チェックリスト

【資料Ⅲ-3-㉒】 作業療法臨床実習Ⅱ・Ⅲクリニカル・クラーク・シップ
チェックリスト

【資料Ⅲ-3-㉓】 言語聴覚療法臨床実習Ⅱ・Ⅲクリニカル・クラーク・シップ
チェックリスト

【資料Ⅲ-3-㉔】 令和5年度 臨床実習指導者連絡協議会指導者アンケート結果
(理学療法学専攻)

【資料Ⅲ-3-㉕】 令和5年度 臨床実習指導者連絡協議会指導者アンケート結果
(作業療法学専攻)

【資料Ⅲ-3-㉖】 令和5年度 臨床実習指導者連絡協議会指導者アンケート結果
(言語療法学専攻)

(3) Ⅲ-3 の改善・向上方策(将来計画)

改善を要する事項に対する各専攻における改善・向上方策は、以下の通りである。

シラバス内容の周知と活用について、理学療法学専攻と言語聴覚学専攻は、専攻会議にて教務委員より、シラバス内容の説明を授業開始時及び適宜行うよう、引き続き周知の徹底を図り、確実な実施に繋げていく。作業療法学専攻は、授業開始時の説明が全教員で実施できており、引き続き継続するとともに、授業回ごとの内容の説明も必要に応じて行っていく。

オフィスアワーについて、理学療法学専攻は、休講・補講等による時間割の変更で、学生がオフィスアワーを活用できない場合や目的を理解していない場合があることから、Outlook メールでの対応を継続していくことに加え、授業やホームルーム等でオフィスアワーの理解や活用を促していく。作業療法学専攻は、オフィスアワーにおける学生対応で質問・相談が多い科目について、授業時間内で理解を促すことができる授業内容への変更を行う。また、授業時間外に学生の過度な負担とならないレポート課題の設定について、検討するよう教員に周知する。そして、学生が活用しやすいオフィスアワーの設定ならびに周知の方法について、シラバス作成ガイドラインの見直しを教務委員会にて提案し、オフィスアワーの活用について全教員に周知していく。言語聴覚学専攻は、時間割の変更などにより、学生がオフィスアワーを活用することができず、空き時間を見つけて訪室をしていることや、目的や活用方法などを周知できていないことが考えられる。改善方策としては、講義時間内やホームルームでのオフィスアワーの説明や活用の促し、Outlook を含む Microsoft 365 を活用した相談方法の検討を行う必要があると考える。相談内容別の件数把握が十分でないため、今後は効率の良い記録方法を教員間で共通認識を持って対応していく。

履修指導等の相談支援体制については、年度初めのオリエンテーション時の教務課職員による学生便覧に基づいた説明に加え、カリキュラムマップや各専攻の職業専門

科目と展開科目との関連性について可視化した資料を用いて、各科目の履修の必要性についての説明を必ず行うようにする。理学療法学専攻は、学修ポートフォリオを活用した小グループの定期的な相談・指導については、必要に応じたサポートや教員間での情報共有を行い、サポート体制や対応方法を再検討しながら引き続き実施していく。更に、担当グループ内の上級生と下級生との交流（チューター）や学生と担当教員との間でコミュニケーションを深めたりするなどにより、学修ポートフォリオ制度をより良く運用できるよう努めていく。作業療法学専攻は、ゼミ担当教員も引き続き必要に応じたサポートや、教員間での情報共有を実施していく。言語聴覚学専攻は、学修ポートフォリオの担当と学修サポート制度の担当教員が完全に異なっているため、より情報を共有して履修指導にあたる。

授業方法については、授業評価アンケートの結果が概ね良好であり、この状況が継続できるように努める。さらなる改善に向けて、研究授業の実施方法を見直し、多くの教員が研究授業に参加するよう、委員や専攻長から教員に対してその必要性を周知し、意見交換ができるようにしていく。また、授業内容改善に向けた個々の教員の研修についても、研修情報に録画の後日視聴可否を記載し、参加が義務であることを徹底して周知する。

授業形態が「実習」の科目については、令和5年度も授業回における実習の割合が少ないことが確認された。理学療法学専攻は、学外の対象者の方々に協力をいただく機会を増やす等、授業内容と教授方法については引き続き見直しを行い、学生が主体的に学修できるようにしていく。作業療法学専攻は、教務委員がシラバス内容の確認を行い、科目担当教員に対して適宜検討を促していく。実習内容をよりブラッシュアップできるよう教員に工夫を促し、実習科目の充実化に向け、学外授業の機会を必おように応じて増やすことや、学外の対象者の方々に来学して協力をいただく授業展開をしていくよう促していく。言語聴覚学専攻は、現在の学外施設と協力して実施している内容に関しては、回数を増加してより実践的な講義を行えるようにするとともに、新規の学外協力施設の開拓を行っていく。

臨床実習施設については、学生の経済面・利便性に配慮する観点より、近隣の臨床実習施設を増やすとともに、今後も多様な分野が経験できるよう確保に努める。特に理学療法学専攻と作業療法学専攻は、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの実習が可能な施設・事業所の確保、言語聴覚学専攻は小児領域や聴覚障害領域での実習が可能な施設の確保に努める。

臨床実習指導者との連携及び学生との連絡も、学生の実習状況に応じて適切に実施する。クリニカル・クラーク・シップについては、臨床実習指導者連絡協議会や臨床実習巡回訪問指導等の機会にて、適切な運用が実施できるよう、臨床実習指導者とともに今後も継続して全体的な説明及び協議や質疑応答を重ねていく。言語聴覚学専攻は、クリニカル・クラーク・シップチェックリストの改善を行い、実施意義や方法を徹底するように努める。言語聴覚士養成指定規則が令和7年度より改正され、臨床実習指導者要件に、臨床実習指導者研修の受講が必要となった。各実習施設ならびに臨床実習実習指導者への周知を行い、適用する令和9年度の臨床実習開始までに、受講修了者の確保に努める。

Ⅲ－４．学修成果の達成状況の点検・評価の適切性

項目	評価の視点・留意点
Ⅲ－４． 学修成果の達成状況 の点検・評価の適切 性	Ⅲ-4-① 授業科目の内容・形態に応じ、適切な成績評価の基準を設定し、学生に明示したうえで、公平かつ厳格に実施していること。
	Ⅲ-4-② 成績評価の公平性・厳格性を担保するために、学生からの問い合わせ等に対応する体制を整備し、学生に周知するとともに適切に運用していること。
	Ⅲ-4-③ 学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、就職先意見調査等により、学修成果の点検・評価を実施していること。
	Ⅲ-4-④ 学修成果の点検・評価の結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用していること。

(1) Ⅲ－４ の自己判定

「満たしている」

(2) Ⅲ－４ の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ⅲ-4-① 授業科目の内容・形態に応じ、適切な成績評価の基準を設定し、学生に明示したうえで、公平かつ厳格に実施していること

※成績評価基準については、前年同様につき記載なし

令和 5 年 12 月に変更したシラバス作成ガイドラインでは、授業への参加度を成績評価に含む場合の詳細や、学修成果である成績評価に繋がる事前事後学修の詳細について記載するよう求めた【資料Ⅲ-4-①】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-4-①】高知リハビリテーション専門職大学シラバス作成ガイドライン

Ⅲ-4-② 成績評価の公平性・厳格性を担保するために、学生からの問い合わせ等に対応する体制を整備し、学生に周知するとともに適切に運用していること

※基本事項については、前年同様につき記載なし

令和 5 年度は、専任教員及び兼任教員に対する成績に関する疑問・質問等がみられたが、授業科目担当教員の説明で解決しており、異議申立てには至らなかった

<エビデンス集（資料編）> ※添付なし

Ⅲ-4-③ 学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、就職先意見調査等により、学修成果の点検・評価を実施していること

令和5年度の学修成果の点検・評価については、以下の通りである。

卒業後の進路では、大学院への進学者はいなかったが、就職希望者の就職率は、いずれの専攻も100%であった。就職希望者の進路先の状況を所在地でみると、いずれの専攻も高知県外が多かった。分野でみると、いずれの専攻も医療施設がほとんどで、介護保険施設は4名、一般企業は3名と少なかった【様式4-4】【様式4-5】。

また、令和5年度より学生の就職先を対象としたアンケート調査を実施している。令和4年度卒業生対象の回収率は83.9%であった。1期生の採用について概ね満足との結果が示されたが、今後の採用を検討するとの意見もあった。本学ディプロマ・ポリシーの達成状況について「できると思う」は、「専門知識・技術の活用」が54.5%、「コミュニケーション能力」が71.2%、「生命の尊厳と人格を尊重した実践力」が74.2%、「問題発見・解決力」が48.5%、「自律的で意欲的な態度」が59.1%であった。採用にあたり重視する能力・視点では、「コミュニケーション能力」が89.4%、「態度」が72.7%と多かった（重複回答）【資料Ⅲ-4-②】。

学修状況に関する学生アンケート調査の回収率は41.7%であり、前年度と同様に半数に満たなかった。1週間の平均学習時間は、1時間未満が27.7%、4時間以上は19.8%であり、前年度とほぼ同様であった。シラバスに目安となる事前・事後学修時間を表記し、学修時間確保の必要性を促したが、改善には結びついていなかった【資料Ⅲ-4-③】。

未修得科目がある者は、いずれの専攻も令和4年度と比較して大幅に増加しており、1年次生が突出していた。理学療法学専攻は、前期において3科目以上が1年次生で4名、2年次生で2名、3年次生が9名、2科目以下が1年次生で9名、2年次生で5名、3年次生で6名、後期において3科目以上が1年次生で6名、2年次生で1名、3年次生で1名、2科目以下が1年次生で8名、2年次生で11名、3年次生で6名、4年次生で2名であった。作業療法学専攻は、前期において3科目以上が1年次生で1名、2科目以下が1年次生で1名、2年次生で3名、後期において3科目以上が1年次生で2名、2科目以下が1年次生で4名、2年次生で3名であった。言語聴覚学専攻は、前期において3科目以上が1年次生で2名、2科目以下が1年次生で6名、2年次生で3名、3年次生で1名、後期において3科目以上が1年次生で1名、2科目以下が1・2年次で各1名あった【資料Ⅲ-4-④】。

学年末GPAが1.5未満の者は、専攻・学年による差がみられた。理学療法学専攻で1年次が11名、2年次生が7名、3年次生が2名、作業療法学専攻で1年次生が2名、言語聴覚学専攻で1年次生が3名、2年次生が2名、3年次生が3名であった【様式9-1】【資料Ⅲ-4-⑤】。

留年者は、進路変更等の理由では2年次がやや多く、進級規程及び臨床実習規程の適用による理由では3年次が多く、専攻・学年による差がみられた。理学療法学専攻が14名、作業療法学専攻が1名、言語聴覚学専攻が2名であった。退学者は、理学療法学専攻が8名、作業療法学専攻が0名、言語聴覚学専攻が6名であった【様式4

－2】。

学位授与率は、良好な結果であったが、標準終了年限の4年間での卒業率は、理学療法学専攻が84%、作業療法学専攻が96%、言語聴覚学専攻が86%であった。そして、国家試験の合格率は、理学療法学専攻が90.6%、作業療法学専攻が79.3%、言語聴覚学専攻が88.5%であった【様式9-2】。

リテラシー（論理的思考力）とコンピテンシー（実践的な行動特性）の2つのスキルを測定するテストの尺度をディプロマ・ポリシーと対応してみた結果、卒業生ではいずれの専攻も前年度と同様に「コミュニケーション能力」と「自立的で意欲的な態度」でやや低かった。確認テストの実施後の学生アンケートでも前年度と同様に、多くの意見として、自身の「強み」と「弱み」を把握することができ、社会人としての「自信に繋がった」ことを挙げており、確認テストを好意的に受け止めていた【資料Ⅲ-4-⑥】【資料Ⅲ-4-⑦】。

<エビデンス集 データ編>

【様式4-2】退学者数、留年者数、休学者数の推移

【様式9-1】修得単位状況

【様式9-2】学位授与率、終了年限内卒業率、国家試験合格率

【様式4-4】就職の状況

【様式4-5】卒業後の進路先の状況

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-4-②】令和5年度 卒業生就職先へのアンケート調査結果

【資料Ⅲ-4-③】令和5年度 学生アンケート調査結果（学習時間）

【資料Ⅲ-4-④】令和5年度 未修得科目者一覧

【資料Ⅲ-4-⑤】令和5年度 学年末GPA状況

【資料Ⅲ-4-⑥】令和5年度 学修成果確認テスト結果

【資料Ⅲ-4-⑦】令和5年度 学修成果確認テストに対する学生アンケート調査結果

Ⅲ-4-④ 学修成果の点検・評価の結果を、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用していること

授業評価アンケートと成績評価の結果を踏まえ、科目担当教員は「授業評価報告書」を提出し、次年度の授業を実施することになっている。報告書は、結果の概要及び、結果より改善すべき点と改善方法について記載するものである。令和5年度からは全教員を対象に実施している【資料Ⅲ-3-⑮】。

GPAや単位修得状況が芳しくない学生を対象とする「学修サポート制度」の各専攻における実施結果は、以下の通りである（基準Ⅱ-2にて資料添付）。

理学療法学専攻は、前期2年次生11名、3年次生5名、後期1年次生16名、2年次生6名に対して実施した。参加した学生のGPAはすべて上昇したが、参加しない学生は、退学・休学・留年となった。作業療法学専攻は、昨年度と同様に専攻教員3名

が担当となり、3年次生のべ4名、2年次生のべ3名、1年次生4名に行われた。週1回の予定に対し、前・後期ともに9～11回の実施であった。令和5年度入学生で、前期配当科目の再履修者が多かったことに対して、専攻教員間では共有し理解していたが、その理由を検討するまでには至らず、科目担当教員が定期試験対策として支援と、学修サポート制度を活用させるのみに終わった。言語聴覚学専攻は、担当教員によって内容を検討し、週1回、個々の学生の状況に応じて実施していた。対象者5名中4名はGPAの改善が認められた。

令和5年度入学生より、リテラシー（論理的思考力）とコンピテンシー（実践的な行動特性）の2つのスキルを測定するテストその結果を、学修ポートフォリオの資料として活用し、個々の学生の履修指導を強化することになっている。理学療法学専攻は、テストの結果について専攻会議等の場において全ての専攻教員による検討すら出来ておらず、学修ポートフォリオを活用した履修指導には、活用できていなかった。作業療法学専攻は、テストの結果を学修ポートフォリオの資料として活用することは不十分で、ゼミ担当の教員の半数のみの活用で終わった。言語聴覚学専攻は、テスト結果の共有が十分でなく、結果を踏まえた関わり方ができていなかった【資料Ⅲ-4-⑧】【資料Ⅲ-4-⑨】。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅲ-3-⑮】 令和5年度 授業評価報告書（一部抜粋）

【資料Ⅲ-4-⑧】 令和5年度 入学生学修成果確認テスト結果

【資料Ⅲ-4-⑨】 令和5年度 入学生学修成果確認テストに対する学生アンケート結果

（3）Ⅲ-4 の改善・向上方策（将来計画）

臨地実務実習科目の成績評価については、クリニカル・クラーク・シップによる実習内容を反映できるように、施設側評価の内容を臨床実習指導者と協議し、より良い成績判定となるよう見直しを行うこととしていたが、まだ改正できていないため、引き続き臨床実習委員会にて協議と検討を行う。

成績評価の設定及び、成績評価の公平性・厳格性の担保については、今後も適切な運用に努めるものとする。授業評価については、全科目に対する「授業評価報告書」の作成を今後も継続して行い、次年度以降の授業内容に反映させる。また、学生の1週間の平均学習時間が少ない傾向は続いており、事前・事後学修の定着に向けて、授業回ごとに教員から説明するよう、改めて周知する。

学修支援の強化について、理学療法学専攻では、学修サポート制度・学修支援に関して、学生の必要性に関する認識・理解度を高め、より学生の意向に沿った実施へと見直しを行っていく。学生個々の学内成績や学修状況等については、専攻会議等の場において、必要に応じ全ての専攻教員間で情報共有を行い、担任および科目担当教員による学修指導に加え、入学後の早い時期より学修ポートフォリオ担当教員による学修指導・支援を行い、未修得単位がある者の抑制に努める。

作業療法学専攻では、ゼミ担当教員による面談で「学業・成績」をテーマにした学

生からの聞き取りを増やし、必要に応じて、教務委員会での検討を依頼する。専攻教員の担当科目については、専攻長から科目担当教員に授業の進め方や学生の支援について検討するよう依頼する。1・2年次生については、チュートリアル（ペア学習）にて、基礎学力を向上させるような取り組みを多く取り入れることとする。学修サポート制度については、学生の学修スタイルや理解度に合わせて支援を行えるように、専攻教員全員で聞き取りや調整を含めフォローしていく。以上の対策により、学習成果を高めるように関わっていく。言語聴覚学専攻では、学生が学修サポートの意図を理解して自主的に参加することや、欠席が多くなった場合の保護者への連絡体制など学生への説明および実施をする。

また、入学時行う文部科学省の「学士力」と経済産業省の「社会人基礎力」について確認できる学修成果テストの結果を踏まえ、学修ポートフォリオの資料としての活用に加え、学修支援にも活用していく。

基準Ⅳ 教員・職員

Ⅳ－１．教育課程を遂行するための教員配置及び採用・昇任基準と運用の適切性

項目	評価の視点・留意点
Ⅳ－１． 教育課程を遂行するための教員配置及び採用・昇任基準と運用の適切性	Ⅳ-1-① 教員組織の編成方針を策定し、専門職大学としての教育を十分に実施できる専任教員数を配置していること。
	Ⅳ-1-② 専任教員の構成は、研究者教員と、実務家教員のバランスがとれていること。
	Ⅳ-1-③ 専任教員の構成は、研究業績・実務経験・教育指導能力等を照らし、教授・准教授・講師又は助教等が適切に配置されていること。
	Ⅳ-1-④ 専任教員の採用、昇任等において適切な内容の基準ならびに手続きを策定し、公正に実施されていること。
	Ⅳ-1-⑤ 専任教員の構成は、年齢・性別において多様性を考慮していること。

(1) Ⅳ－１ の自己判定

「満たしている」

(2) Ⅳ－１ の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ⅳ-1-① 教員組織の編成方針を策定し、専門職大学としての教育を十分に実施できる専任教員数を配置していることについて

開設時の設置認可申請時に提出した、設置の趣旨等を記載した書類の「教員組織の

編成の考え方及び特色」に教員組織の編成方針を記載している。【資料Ⅳ-1-1】

令和5年度は33名の専任教員を配置しており、専門職大学設置基準上の専任教員の必要数は26名であるが、十分に満たしている。また、3専攻の教員編成は、「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」の入学定員に対する「教育内容を教授するのに適当な数の教員」及び「言語聴覚士学校養成所指定規則」の入学定員に対する「教授するのに適当な数の教員」を満たしている。【資料Ⅳ-1-2】【資料Ⅳ-1-3】

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅳ-1-1】 教員組織の編成の考え方及び特色

【資料Ⅳ-1-2】 令和5年度 教員配置表

【資料Ⅳ-1-3】 令和5年度 養成施設指定規則上の教員配置数

Ⅳ-1-② 専任教員の構成は、研究者教員と、実務家教員のバランスがとれていることについて

専任教員33名のうち、研究者教員は、当該する専門分野において十分な研究業と教育指導能力を有する者であり、19名となっている。実務家教員は、専攻分野について病院等において5年以上の当該職業実務（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の経験を有する者で、実践的教育内容の陳腐化を避けるため、実務から離れてからの期間がおおむね10年以内の者としている。単に実務が一定年数あるというだけでなく、大学等での教育経験、臨床実習指導の実績、実践的研究にすぐれた実績、実務経験の長さ、保有資格、優れた知識や技術・技能、生涯学習や研修会等での講師経験、職能団体や企業による評価、教育に携わりながら何らかの実務活動にも並行して従事している等も考慮して配置している。専門職大学設置基準上の実務家教員の必要数は11名であるが、14名を配置しており、全員有資格者である。この実務家教員のうち、専門職大学設置基準上の研究業績を有する実務家教員の必要数は6名となっているが、本学では14名のうち、10名が該当している。

令和4年度末の定年等による退職者の補充として、令和5年度に、研究者教員と実務家教員を新たに採用した。総数として、研究者教員はやや減少しているが、研究業績を有する実務家教員を増やしており、研究者教員と実務家教員のバランスがとれた構成としている。【資料Ⅳ-1-4】

令和5年度末の定年等による退職者（3名）の補充として、令和6年度に、研究者教員2名を新たに採用した。総数として、研究者教員が増加したが、研究業績を有する実務家教員も一定人数確保できており、研究者教員（約59%）と実務家教員（約41%）のバランスがとれた構成となっている。

<エビデンス集 資料編>

【資料Ⅳ-1-4】 令和5年度 研究者教員数と実務家教員数

IV-1-③ 専任教員の構成は、研究業績・実務経験・教育指導能力等を照らし、教授・准教授・講師又は助教等が適切に配置されていることについて

令和5年度は、専任教員33名のうち、教授14名、うち研究者教員9名・実務家教員5名、准教授は4名のうち、研究者教員2名・実務家教員2名、講師は9名のうち、研究者教員7名、実務家教員2名、助教は6名のうち、研究者教員1名、実務家教員5名を配置している【資料IV-1-5】。

令和6年度は、専任教員32名のうち、教授15名、うち研究者教員10名・実務家教員5名、准教授は6名のうち、研究者教員4名・実務家教員2名、講師は6名のうち、研究者教員4名、実務家教員2名、助教は5名のうち、研究者教員1名、実務家教員4名を配置している。

<エビデンス集 資料編>

【資料IV-1-5】職制別研究者教員と実務家教員の人数

IV-1-④ 専任教員の採用、昇任等において適切な内容の基準ならびに手続きを策定し、公正に実施されていることについて

教員人事については、「教員人事規程」第5条第2項に基づき「人事委員会規程」を定め、教員の配置に関する事項、教員の選考に関する事項を審議することとなっている。専任教員としての教員資格ならびに選考基準については、「教員資格基準」、「教員選考基準」を定めており、この基準に従って採用・昇格を行うこととしている【資料IV-1-6】【資料IV-1-7】【資料IV-1-8】【資料IV-1-9】

令和4年度末での定年等による退職者の補充に伴う採用及び令和5年度の昇任については、前述の基準に沿って審議を行い、その結果を学長へ報告のうえ、学校法人にて決定した。

令和5年度末での定年等による退職者（3名）の補充に伴う採用（2名）及び令和6年度の昇任（2名）については、前述の基準に沿って審議を行い、その結果を学長へ報告のうえ、学校法人にて決定した。

<エビデンス集 資料編>

【資料IV-1-6】教員人事規程

【資料IV-1-7】人事委員会規程

【資料IV-1-8】教員資格基準

【資料IV-1-9】教員選考基準

IV-1-⑤ 専任教員の構成は、年齢・性別において多様性を考慮していることについて

令和5年度では、専任教員33名の年齢構成は、30歳代が2名、40歳代が13名、

50歳代が10名、60歳代が8名と、前年度に比べ、年齢については改善されている。男性が占める割合は約76%（33名中25名）と変動はない【資料IV-1-10】。

令和6年度については、学長を含む専任教員32名の年齢構成は、30歳代が2名、40歳代が11名、50歳代が9名、60歳代が10名と高齢化が進んでおり、男性が占める割合は約81%（32名中26名）に上昇している。

<エビデンス集 資料編>

【資料IV-1-10】教員年齢構成表（令和5年度）

（3）IV-1 の改善・向上方策（将来計画）

教員の高齢化への対応や男女比が均等に近づく採用計画が必要ではあるが、学生への専門領域の高度な教育の提供や研究の遂行ができる人材を確保することも重要であるため、規則・規程に則り令和6年度以降も改善していく。

これまでの本学のホームページや各種求人サイトでの公募に加え、新たな基幹教員制度を利用した採用や人材派遣会社を通じた採用なども視野に入れ、多様な人材の確保を目指していく。

IV-2. 教職員の研修のための支援体制の適切性

項目	評価の視点・留意点
IV-2. 教職員の研修のための支援体制の適切性	IV-2-① 専任教員・職員の資質向上を図るために、FD・SDの組織的な研修を実施していること。
	IV-2-② 専門職の資格を有する専任教員が、実務に従事する機会を確保できる体制を整備していることについて

（1）IV-2 の自己判定

「満たしている」

（2）IV-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

IV-2-① 専任教員・職員の資質向上を図るために、FD・SDの組織的な研修を実施していること。

本学では、FD・SD委員会を設置し、大学全体として組織的に教職員の能力開発に取り組んでいる。令和5年度のFD研修については、研究授業と研修講座を実施した。

研究授業の参観について、各学期において各専攻が1科目ずつ合計3回の参観授業を実施した。

研究授業については、専門職大学として実習科目は重要な位置づけであることから、前期にFD・SD委員会にて実施方法の見直しを行い、対象は実習科目を中心とした。授業回までに担当教員が授業のテーマ、目標、学習展開を示した「学習指導案シート」を新たに作成し参加教員に配付することとした。学習指導案シートの内容を踏まえ、授業に対する意見を集約するためのアンケートを実施し、結果は、委員会内で共有するとともに、研究授業担当教員にフィードバックすることとした。【資料IV-2-1】

前期に研究授業の見直しを行ったため、令和5年度は後期のみの実施となった。各専攻の実習授業科目の中から、1科目各1回ずつを選び、計3回実施した。各研究授業の参加人数は、理学療法学専攻「発達障害理学療法実習」が4名、作業療法学専攻「老年期障害作業療法実習Ⅱ」が7名、言語聴覚学専攻「言語聴覚療法技術実習Ⅰ（言語発達障害）」が1名であり、延べ12名の教員に留まることとなり、全教員の参加とならなかった。

【資料IV-2-2】

研修講座については、これまでの参加状況に個人差が見られたことから、令和5年度よりFD・SD研修の参加を義務付けることとし、講師の録画許可があった講座については、後日視聴ができるようにした。合わせて、研修講座開催情報を複数回案内することと、録画視聴が可能な場合はその旨を周知することを徹底して実施した。

研修講座の参加人数をテーマ別でみると、FD研修では「研究授業説明会」が27名（対面のみ）、「障がいをもつ学生の理解と支援」が27名（対面のみ）であった。SD研修では、大学運営に関わる課題解決に向けた内容として「大学運営に必要な統計知識」が36名（対面30名、録画視聴6名）であった。FD・SD研修では、「ハラスメントの防止のポイント」が43名（対面39名、録画視聴4名）で、管理職を対象としたハラスメント研修講座は13名（対面のみ）であった。管理職対象研修を除いた各専攻の教員参加人数平均は、理学療法学専攻が10名、作業療法学専攻が8.25名、言語聴覚学専攻が6.25名であった。【資料IV-2-3】

「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」の研修講座の多くは、令和5年度より対面での開催に戻っており、WEB開催が少なかったことから、教員の参加に繋がらなかった。本学と同一学校法人である高知学園大学・高知学園短期大学との合同開催の研修会は、「学生の自立を促す学生支援の実践とコツ」をテーマに実施し、本学の参加は33名であった。また、いずれの研修講座にも参加していない教員は1名であり、教職員の受講参加状況に個人差がみられ、全教職員の受講とならなかった。【資料IV-2-4】

研修講座における教職員個人別参加回数では、本学企画（研究推進委員会の科研費関連を含む）の平均は、理学療法学専攻が7.14回、作業療法学専攻が7.18回、言語聴覚学専攻が7.89回、事務職員が6.08回であった。「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」の参加回数の教員では、1回は各専攻2名、4回以上は作業療法学専攻と言語聴覚学専攻が各1名であった。事務職員では、1回が6名、2回が2名、4回が1名であった。【資料IV-2-5】

令和5年度より、学生による授業評価アンケート結果を、FD研修へ活用することとし、学生からの意見を踏まえた研修講座を、次年度開催することとした。【資料IV-2-6】

本学の運営業務に対する課題への取り組みとして、課題解決に向けたSD研修を行うことをとっていたが、令和5年度の実施はできなかった。

<エビデンス集 資料編>

- 【資料IV-2-1】学習指導案シート
- 【資料IV-2-2】研究授業実施状況 (R5)
- 【資料IV-2-3】学内企画FD・SD研修受講状況 (R5)
- 【資料IV-2-4】SPOD受講状況 (R5)
- 【資料IV-2-5】教職員個人別研修講座受講状況一覧表 (R5)
- 【資料IV-2-6】授業評価アンケート (R5)

IV-2-② 専門職の資格を有する専任教員が、実務に従事する機会を確保できる体制を整備していることについて

理学療法学専攻では、教員で有資格者 12 名のうち 7 名が実務に従事することができた。実務家教員については、5 名のうち 4 名が実務に従事した。残りの 1 名については、新型コロナウイルス感染症の影響や学内業務との調整不足により、実績としては、思うように活動できなかった。

従事先及び派遣先としては、病院だけでなく、障害（児）者（発達障害含む）施設や介護施設、私立幼稚園といった施設であり、各専門職の資格を生かすことができる施設を確保できている【資料IV-2-7】。

作業療法学専攻では、教員で有資格者 10 名のうち 8 名が実務に従事することができた。実務家教員については 3 名とも実務に従事した。

従事先及び派遣先は、令和 4 年度と同様に、病院だけでなく、障害者（発達障害含む）施設や介護施設、法務省が所管する少年院や刑務所、私立幼稚園といった施設であり、各専門職の資格を生かすことができる施設を確保できた。

言語聴覚学専攻では、6 名（令和 4 年度 4 名）が実務に従事する機会を確保できおり、専任教員のうち有資格者 7 名に対し 6 名（86%）が実務に従事している。そのうち、実務家教員については 4 名全員が実務に従事している。

令和 6 年度は、専任教員のうち有資格者 7 名中全員が実務に従事する予定であり、学外での医療施設及び福祉施設における研修や実務経験を授業や研究に反映できるよう努めている。

従事先及び派遣先としては、病院だけでなく、公立特別支援学校、教育委員会、私立幼稚園、私立小学校、市町村の保健福祉課、母子保健課等、各専門職の資格を生かすことができる施設を確保できている【資料IV-2-8】。

<エビデンス集 資料編>

- 【資料IV-2-7】PT 学外臨床実務従事状況 (R5)
- 【資料IV-2-8】ST 学外臨床実務従事状況 (R5)

(3) IV-2 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD活動は、参加延べ人数としてみると増えつつあるが、SPODや研究授業への参加は少ない状態が続いている。また、参加状況には個人差が見られている。令和6年度に向けては、大学教員として研修に参加し自己研鑽していくことの重要性をFD・SD委員会委員と協力しながら、専攻としても多様な研修内容への参加の促しと参加の義務化などの対応を実施していく。

専任教員の実務については、従事できる機会を増やすとともに、学内業務との調整を行い、積極的に実務に従事するよう促していく。

令和6年度のFD・SD活動の実施予定回数は11回で、研究推進に関する研修4回、学生対応（障がい学生について、合理的配慮に関すること含む）4回、ハラスメント防止に関すること2回、危機管理に関すること1回を予定している。

FD・SD活動における自立的運営に向けた担当者の養成に関しては令和5年度は実施できていなかったが、令和6年度には、SPODフォーラムで開催している研修に参加を検討している。

IV-3. 教員の研究活動のための支援体制の適切性

項目	評価の視点・留意点
IV-3. 教員の研究活動のための支援体制の適切性	IV-3-① 研究環境を整備するとともに、適切な管理運営を行い、有効に活用していることについて
	IV-3-② 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用していることについて
	IV-3-③ 研究活動への支援体制を整備し、適切に運用されていることについて
	IV-3-④ 図書館に専門の職員を配置していること

(1) IV-3 の自己判定

「満たしている」

(2) IV-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

IV-3-① 研究環境を整備するとともに、適切な管理運営を行い、有効に活用していることについて

本学における教員の研究環境としては、職位に関係なく専任教員全てに個室の研究室を整備し、研究室には机や書棚、インターネット設備、PC、プリンターを設置している。また共同研究室を設け、多チャンネル光トポグラフィ装置やドライブシミュレーター、視線計測装置（アイマーク）等、指定規則で定められている物以外で、教員の研究に必要な備品を豊富に整備している。研究備品は事務局管理の下、教員が所定の手続きを行えば学外への持ち出しも可能で、自由に研究に活用できるようになっ

ている。研究備品購入や点検は個人研究費以外に、学科として毎年予算申請を行い、最新の設備で研究できるように環境を整えている【資料IV-3-1】。

また、本学は地域連携推進委員会規程に基づき、地域社会と連携して教育研究を行っている。令和4年度までに、連携協力関係にある団体は、医療法人五月会、土佐市社会福祉協議会、土佐市、高知県である。医療機関だけでなく、様々な機関と教員の研究協力が得やすい環境を整備している【資料IV-3-2】【資料IV-3-3】【資料IV-3-4】【資料IV-3-5】【資料IV-3-6】。

本学の研究推進に関しては、研究推進委員会規程に基づき行っている。令和5年度は、学内研究活動状況を把握し研究活動推進に繋げるため、全教員対象に「研究実施を進めるうえでの環境調査アンケート」を実施した【資料IV-3-7】【資料IV-3-8】

<エビデンス集 資料編>

【資料IV-3-1】 研究備品一覧

【資料IV-3-2】 地域連携推進委員会規程

【資料IV-3-3】 医療法人五月会 包括的連携に関する協定書

【資料IV-3-4】 土佐市社会福祉協議会 地域支援に関する協定書

【資料IV-3-5】 土佐市 連携事業に関する協定書

【資料IV-3-6】 高知県 連携協力に関する協定書

【資料IV-3-7】 研究推進委員会規程

【資料IV-3-8】 研究実施を進めるうえでの環境調査アンケート

IV-3-② 研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用していることについて

本学における研究を適正に行うため、本学で研究活動に従事するすべての者が遵守すべき倫理基準を定めた「高知リハビリテーション専門職大学研究倫理指針」を制定し、不正行為に対しては「高知リハビリテーション専門職大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程」を制定し、その防止に取り組んでいる。また公的研究費に係る不正を防止するため、「高知リハビリテーション専門職大学公的研究費の不正防止対策基本方針」および「同不正防止計画」、「同不正発生時の取り扱いについて」を策定し、その防止に取り組んでいる【資料IV-3-9】【資料IV-3-10】【資料IV-3-11】【資料IV-3-12】【資料IV-3-13】。

令和6年2月には、専攻長より各教員に対して、研究不正に関する注意喚起がなされ、厳正に研究を行っていくよう指導している。

本学の研究倫理に関しては、平成31年度から令和4年度まで倫理委員会規程、令和5年度からは研究倫理審査委員会規程に基づき、委員会を設置し業務を行っている。委員会の構成員は、医学・医療・保健、自然科学の有識者、倫理学・法律学、人文・社会科学の有識者、本学専任教員、外部委員等であり、主たる業務として、厳正な倫理審査を行っている。教職員が倫理審査を申請する際には、倫理審査申請書は倫理審査委員会に提出され、一般審査または迅速審査が適宜行われる。審査を終え、学長が承認した研究者に「倫理審査承認証明書」を発行している。また、研究倫理審査に関

しては、開設当初より委員会を開催し、教育システムの確立や教職員の研究倫理教育を行い、厳正な審査を実施している。令和5年度は倫理審査申請が4件、一般審査2件と迅速審査2件であった【資料IV-3-14】【資料IV-3-15】【資料IV-3-16】【資料IV-3-17】【資料IV-3-18】。

令和5年度は、研究倫理に関する教職員の意識向上のため研修会を実施し、延べ人数31名が参加した。

また、研究倫理に関する相談窓口の連絡先を大学ホームページに掲載し、一般にも公開している。

令和5年度の理学療法学専攻における倫理審査申請は、2件であった。研究倫理教育について、倫理教育プログラムの受講については、理学療法学専攻教員全員が終えている。

作業療法学専攻における倫理審査申請は、1件であった。研究倫理教育について、プログラムの受講が1名行えていない。

言語聴覚学専攻における倫理審査申請件数は1件であった。

研究倫理教育については、プログラムの受講は全員が完了している。

<エビデンス集 資料編>

【資料IV-3-9】 研究倫理指針

【資料IV-3-10】 研究活動の特定不正行為への対応に関する規程

【資料IV-3-11】 公的研究費の不正防止対策基本方針

【資料IV-3-12】 公的研究費の不正防止計画

【資料IV-3-13】 公的研究費の不正発生時の取扱いについて

【資料IV-3-14】 倫理委員会規程

【資料IV-3-15】 研究倫理審査委員会規程

【資料IV-3-16】 倫理審査申請書

【資料IV-3-17】 倫理審査承認証明書

【資料IV-3-18】 倫理審査一覧(R5)

IV-3-③ 研究活動への支援体制を整備し、適切に運用されていることについて

令和5年度の理学療法学専攻における共同研究助成金については、「科学研究費助成事業」において、1件採択された。

令和5年度の作業療法学専攻における「共同研究助成金」の申請は0件、「科学研究費助成事業」の申請は3件（いずれも不採択）であった。公益信託高知新聞・高知放送「生命（いのち）の基金」に申請した2件が採択された（いずれも主研究者）。

【資料IV-3-19】

令和5年度の言語聴覚学専攻の教員の共同研究助成金の受給者は3名であった。

【資料IV-3-20】

令和5年度に開催された研究推進研修会への言語聴覚学専攻の教員が参加した延べ人数は38名であり、参加率は79.1%あった。【資料IV-3-21】

科学研究費助成事業への申請者は4名であった。公益信託高知新聞・高知放送「生命（いのち）の基金」において、3名が採択された。【資料IV-3-22】

本学では、教員個人に対して30万円を上限として、個人研究費を配分し研究活動を支援するとともに、成果に応じて研究費の配分を調整している。【資料IV-3-19】

学科長及び各専攻の専攻長をもって構成する専攻長会議にて、教育・研究上の将来計画、ビジョンに関する事項等を総合的に検討することとしており、研究活動への支援体制を構築している。研究支援については、学術研究活動の活性化を推進するため、研究推進委員会を設置しており、以下の事項に取り組んでいる。

委員会は、学部長以下、学科長、及び各専攻委員により構成しており、全教員に情報が行き届く組織となっている。【資料IV-3-23】

まず、学内の競争的資金である「共同研究助成金」は、学内外における共同研究及び研究交流を推進するための一環として導入しており、令和5年度は4件の研究が採択され、研究に対するサポートが実施できる環境を整えている。

次に、研究活動の具体的な支援として、科学研究費助成事業への応募を促し、採択となることを目的に、全教職員を対象とした科学研究費助成事業採択に関する研修会を実施している。科学研究費助成事業審査員経験者や科学研究費助成事業採択の経験のある教員を講師に迎え、録画した研修会内容の後日視聴も可能とするといった工夫をし、3回の研修会で延べ79名参加した。令和5年度は、科学研究費助成事業において、1件採択された【資料IV-3-24】。

また、外部資金の公募があった場合には、研究意欲の促進につなげるため、全専攻の教員に対し、情報を伝達している。前述の科学研究費助成事業だけでなく、その他の助成金制度の情報収集にも努めている【資料IV-3-25】。令和5年度は、公益信託高知新聞・高知放送「生命（いのち）の基金」において、5名が採択された。【資料IV-3-26】

さらに、令和5年度は、研究活動を促進するため、研究活動に有益な統計についての研修会を2回実施した。参加人数は延べ42名であった。【資料IV-3-24】

研究成果の発表については、学術雑誌「Professional Rehabilitation Science」を発刊した。新しく査読体制を構築し、総説3本、報告2本、資料2本、特別寄稿1本を掲載し、高知リハビリテーション専門職大学ホームページにも公開した。【資料IV-3-27】

<エビデンス集 資料編>

- 【資料IV-3-19】 OT 助成金制度採択一覧
- 【資料IV-3-20】 共同研究助成金一覧(R5)
- 【資料IV-3-21】 ST 研究推進研修会受講状況(R5)
- 【資料IV-3-22】 ST 科研費申請・助成金採択状況(R5)
- 【資料IV-3-23】 専攻長会議規程
- 【資料IV-3-24】 研究推進研修会受講状況(R5)
- 【資料IV-3-25】 研究助成情報(R5)
- 【資料IV-3-26】 「生命(いのち)の基金」募集要項

【資料Ⅳ-3-27】 Professional Rehabilitation Science

Ⅳ-3-④ 図書館に専門の職員を配置していること

図書館の専門職員の配置は、館長のほか 2 名の司書（専任職員 1 名、兼務職員 1 名）を配置し、研究活動のための支援体制を整えている。研究支援として、文献検索におけるレファレンスをおこない、医中誌 Web、メディカルオンライン、ProQuest を整備し、幅広い学術文献の検索ができる環境を整え、リモートアクセスによる検索も可能である。研究に必要な文献は、国立情報学研究所（NII）の目録情報所在サービス（NACSIS - CAT/ILL）及び中国四国九州医学図書室ネットワーク、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス、高知県立図書館との相互貸借を利用し提供している。教員の研究成果は、高知リハビリテーション専門職大学学術情報リポジトリ POST にて公表している。

（3）Ⅳ-3 の改善・向上方策（将来計画）

Research map に登録が完了していない教員がいることから、定期的な登録状況の把握と促しを行い、全員登録へとすすめていく。

令和 6 年度は、倫理教育プログラムを未受講の教職員に、必ず受講するよう促す。研究推進委員会の協力も得ながら、教員の個人研究・共同研究を促進するため、研究活動への支援を専攻内でも積極的に行っていく。

また「科学研究費助成事業」の申請件数を増やすこと、新しい研究計画の作成を促すこと、それに伴う倫理審査申請を必須とすることを周知していく。またこれまでに調査を終えている研究に関して学会発表だけでなく論文投稿を促し、大学の学術雑誌への投稿も奨励する。

倫理審査については、基準や審査方法を見直し、より厳正かつ迅速に審査を実施できるようにする。また、倫理教育は全教職員対象に加え、倫理審査委員を対象とした内容の研修会も企画する。

健康維持・増進に貢献するため大学主催の学会を新たに発足し、研究成果発表、研究者間交流、卒前・卒後教育などの支援を行う。また、学術雑誌は、掲載論文数や内容を一定に保つよう継続的に発行する。教員の個人研究・共同研究を促進するため、研修会や研究会の実施、規程の整備等研究活動への支援を積極的に行っていく。

基準Ⅴ 内部質保証**Ⅴ-1. 内部質保証のための組織体制の適切性**

項目	評価の視点・留意点
Ⅴ-1. 内部質保証のための	V-1-① 内部質保証に関する全学的な方針を明示していること。

組織体制の適切性	V-1-② 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制を確立するとともに、適切な運営を実施していること。
----------	-----------------------------------------------------------

(1) V-1 の自己判定

「満たしている」

(2) V-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**V-1-① 内部質保証に関する全学的な方針を明示していること**

本学は、教育水準の質的向上を図り、教育目的および社会的使命を達成するため、学則第 2 条において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料V-1-1】。

自己点検及び評価については、PDCA サイクルによる内部質保証に向けて、組織的かつ継続的に推進するために、自己点検・評価に関する基本方針を策定している。使命・理念・目的及び教育目的、養成する人材像の実現に向け策定する中期目標・中期計画を踏まえ、その達成状況について毎年自己点検・評価を実施することとしている。そして、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとし、この場合の点検・評価の手順や方法は、外部の認証評価機関の定めに従って行うこととしている。

そして、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成施設であることから、「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」の定めに従い、教員資格及び教育内容等の自己評価を行うこととしている。【資料V-1-2】。

<エビデンス集 資料編>

【資料V-1-1】高知リハビリテーション専門職大学学則 p.1 第2条

【資料V-1-2】高知リハビリテーション専門職大学 自己点検・評価に関する基本方針 第2版

V-1-② 内部質保証のための恒常的な組織体制を整備し、責任体制を確立するとともに、適切な運営を実施していること

内部質保証体制は、運営会議を内部質保証の責任を負う組織として位置付けている。大学運営の基本方針や内部質保証の方針の立案、外部評価に関する事項等について審議を行うとともに、各専攻・委員会に対して、基本方針、中期目標・中期計画の周知徹底を行う。組織体制における役割は、次のとおりである。【資料V-1-3】。

1) 運営会議

①内部質保証委員会に対して、自己点検・評価を指示し、自己点検・評価報告書

の提出を受ける。

- ② I R 推進室に対して、意思決定に係る情報収集・分析を指示し、結果の報告を受ける。
- ③ 各専攻・委員会に対して、自己点検・評価結果を踏まえ改善の指示・助言を行い、必要に応じて改善計画書の提出を受ける。

2) 内部質保証委員会

- ① 各部局に対して、自己点検・評価の実施を依頼し、その結果の報告を受ける。
- ② I R 推進室に対して、自己点検・評価に関するデータを提出し、その分析結果の報告を受ける。
- ③ 第三者評価・外部評価機関に対して、自己点検・評価に関する資料を提出し、その内容に対する意見を受ける。

3) 学長

- ① 教育課程連携協議会に対して、教育課程に関する実施状況について審議資料を提出し、審議結果・意見を受ける。
- ② 第三者・外部評価機関に対して、第三者の立場からの認証評価を依頼し、外部評価報告書の提出を受ける。

自己点検・評価結果及び外部評価機関の評価結果は、教授会に報告するものとしている。I R 推進室は、令和 5 年度よりデータ収集・分析等の具体的な活動を実施している【資料 V-1-4】【資料 V-1-5】【資料 V-1-6】【資料 V-1-7】。

令和 5 年度は、専門職大学分野別認証評価を代替措置により受審し、「適合」と認定を受けた【資料 V-1-8】。

また、大学組織としての運営体制をより適切にするため、令和 5 年度に事務局各課及び各種委員会の組織改編を実施した【資料 V-1-9】。

令和 5 年度の方針として、完成年次を迎え大学 4 年間の教育における学修成果について検討することとしていた。本学のアセスメント・ポリシーに沿って実施した学修成果の点検・評価結果を、I R 推進室による分析により学修成果の可視化を行い、内部質保証委員会と協働しながら教学マネジメントを確立していくという方針であったが、この点については不十分な結果に終わった。※この点については、I R 推進室からの報告で触れています。

I R 推進室については、令和 5 年度よりデータ収集・分析等の具体的な活動を実施することとし、データ分析の結果が出た内容から、順次共有を進めている。

調査設計として、令和 5 年度 9 月に I R 推進室における集約情報案を立案し、教育、研究、学生支援、運営に関するデータについて、大項目・小項目を設定した。また令和 6 年 3 月には項目を修正して、各項目に関する調査様式を作成した【資料 V-1-10】。

令和 5 年 9 月より、まず教育（学修成果）に関するデータ集約と分析を行うこととし、令和 6 年 3 月に「令和元年度入学生」の学修成果に関する分析結果を作成し、運営会議にて報告した【資料 V-1-11】。合わせて、令和元年度入学生と令和 2 年度入学生を対象とした進級・国家試験合格率の比較データ結果を作成し、運営会議にて報告した【資料 V-1-12】。

令和 5 年 10 月には、学生募集に関連するデータ集約を行い、学長ならびに入試広

報委員会へ分析結果を提出した【資料V-1-13】

令和6年3月には、次年度のスケジュールを立案し、4月以降順次関連部署へデータ提出を依頼することとした【資料V-1-14】。

<エビデンス集 資料編>

【資料V-1-3】 運営会議規程

【資料V-1-4】 内部質保証体制図・プロセス図（令和4年度まで・令和5年度より）

【資料V-1-5】 自己点検・評価委員会規程

【資料V-1-6】 内部質保証委員会規程

【資料V-1-7】 IR推進室規程

【資料V-1-8】 専門職大学分野別認証評価 外部評価委員会報告書

【資料V-1-9】 大学組織図

【資料V-1-10】 IR推進室 集約情報項目 2023・2024以降

【資料V-1-11】 学修成果関連データ 令和元年度入学生

【資料V-1-12】 学修成果 進級・国家試験合格率

【資料V-1-13】 学生募集関連

【資料V-1-14】 令和6年度 IR推進室活動スケジュール

（3）V-1の改善・向上方策（将来計画）

大学の自己点検・評価について、令和5年度に受審した専門職大学分野別認証評価において、外部評価委員会から提出された評価報告書のなかには、委員会による「優れた点」「改善を要する点」の記載および「参考意見」があり、これらを参考とし、5年後の受審にむけてさらに体制を整備していく。

データ収集・分析による自己点検・評価について、令和5年度はIR推進室の体制がようやく整備されたところである。令和6年度はその実働がスムーズかつ効果的に行えるよう、内部質保証委員会からも促していく。具体的には、入学生や在学生の基礎データを分析し、また学習成果のデータを収集・分析し、学生課・学生委員会、教務課・教務委員会を通じて各専攻教員にフィードバックし学生支援や教育体制を整える一助とする。入学生に関するデータについては、同様に入試広報委員会を通じて各専攻教員にフィードバックし、効果的な入試広報活動が行えるよう促していく。

IR推進室の活動として、年間計画及び分析項目が決定し、ようやく体制が整備された。令和6年度以降はスケジュールに沿って運営を行うことにしている。データ集約については、各関連部署へ依頼するにあたり、他の業務との兼ね合いで予定通りには進まない可能性もあることから、令和6年度の実施状況を踏まえて、令和7年度以降のスケジュールを検討する。集約データ項目については、今後必要に応じて見直すこととする。

V-2. 内部質保証のための自己点検・評価とPDCAサイクルの機能性

項目	評価の視点・留意点
V-2. 内部質保証のための 自己点検・評価と PDCA サイクルの機能 性	V-2-① 自己点検・評価のための手続きを明確にし、責任体制を確立するとともに、組織的・継続的な自己点検・評価を実施していることについて
	V-2-② 自己点検・評価は、三つのポリシーに基づくものであることについて
	V-2-③ 自己点検・評価の結果をPDCAサイクルに基づき、教育研究の改善・向上に反映させていることについて
	V-2-④ 自己点検・評価の結果を、学内で共有するとともに、社会へ公表していることについて

(1) V-2 の自己判定

「満たしている」

(2) V-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**V-2-① 自己点検・評価のための手続きを明確にし、責任体制を確立するとともに、組織的・継続的な自己点検・評価を実施していることについて**

本学の自己点検・評価は令和元年度から令和4年度までについては、その責任を自己点検・評価委員会が担い、各種委員会や専攻会議と連携をとりながら、継続的に実施している。令和5年度に大学内組織改編が行われ、自己点検・評価は内部質保証委員会の業務となった【資料V-2-1】。

自己点検・評価は、「高知リハビリテーション専門職大学 自己点検・評価に関する基本方針 第2版」に基づき行われている。自己点検・評価項目は、外部の認証評価機関の定めた内容に準拠し、次のとおりとしている【資料V-2-2】。

- ① 大学の使命・目的、②学生を受け入れ、③学生支援、④教育課程・学習成果、⑤事務職員・教員とその組織、⑥内部質保証、⑦教育研究等環境、⑧社会連携・社会貢献、⑨大学運営・財務

てびきは教職員に配付し、説明を行い、その責任体制については、2. 自己点検・評価の項目別担当についての項に明示し、担当事務局を指名している。基準Ⅰ「使命・目的等」と基準Ⅱ「学生」、基準Ⅲ「教育課程」は教務・学生課、基準Ⅳ「教員・職員」と基準Ⅴ「経営・管理と財務」および基準Ⅵ「内部質保証」については庶務課が担当となり、その実務を担い自己点検・評価を行うこととしている。各自が与えられた役割を遵守するよう自己点検・評価委員会を中心として確認を行っている。

前項でも述べたとおり、令和5年度は、専門職大学分野別認証評価を代替措置により受審し、「適合」と認定を受けた【資料V-2-3】。

本学は令和4年度まで、設置に係る設置計画履行状況調査の対象であり、毎年5月に設置に係る設置計画履行状況報告書を文部科学省に提出していた。大学設置・学校

法人審議会大学設置分科会において、令和元年度から令和4年度までの4年間の報告についての指摘事項は付されておらず、設置計画に基づき適切に大学運営を行っている。設置に係る設置計画履行状況報告書は、ホームページにて公表している。【資料V-2-4】【V-2-5】。

そして、理学療法士作業療法士養成施設指定規則では、教員資格及び教育内容等に関して、毎年度の自己点検及びその結果の公表を必須の義務、5年以内ごとに第三者による評価の受審と、その結果を公表するよう努めることとなっている。本学は、完成年度の令和4年度に、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が実施している教育評価認定事業を受審し、いずれの専攻も評価認定施設（適合校）として認められている【資料V-2-6】。

現在、本学における自己点検・評価は、各課・専攻および各委員会によって前述の「高知リハビリテーション専門職大学 自己点検・評価に関する基本方針 第2版」に基づき行われている。その情報は、そのつど内部質保証委員会に提出される。内部質保証委員会は、それら収集した情報を検証・分析し、改善の指示が各課・専攻および各委員会に出される。それらを踏まえて、運営会議に自己点検・評価報告書を提出する。改善については、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) 委員会とも連携し、必要な研修会の企画立案など、教職員の能力向上の取り組みにも反映されている。

以上のように、本学の自己点検・評価の体制は、学長が統括する運営会議から指示を受けた内部質保証委員会を中心として、各課・各専攻・各委員会の自己点検・評価とIR (Institutional Research) 推進室が協働して点検を実施し、データ収集並びに分析を行うものとされ、PDCAサイクルの確立を狙い、特にIR推進室の実働については、令和5年度から具体的な活動を実施する予定であったが、その体制を整備するにとどまった。

自己点検・評価報告書は運営会議の議長である学長より、第三者評価の機関に提出される。第三者評価機関は、内部質保証委員会から報告書に関する意見を聴取し、最終的に学長に対し、外部評価報告書の提出を行うこととしている。

IR推進室は、上記V-1-②に記載したとおり、令和5年度から具体的な活動を実施している。

<エビデンス集 資料編>

【資料V-2-1】自己点検・評価委員会規程

【資料V-2-2】高知リハビリテーション専門職大学 自己点検・評価に関する基本方針 第2版

【資料V-2-3】分野別認証評価 外部評価委員報告書

【資料V-2-4】令和4年度 設置計画履行状況報告書 理学療法学専攻・作業療法学専攻・言語聴覚学専攻

【資料V-2-5】大学ホームページ（設置計画履行状況報告書）

【資料V-2-6】一般社団法人リハビリテーション教育評価機構理学療法学専攻認定証・作業療法学専攻認定証・言語聴覚学専攻認定証

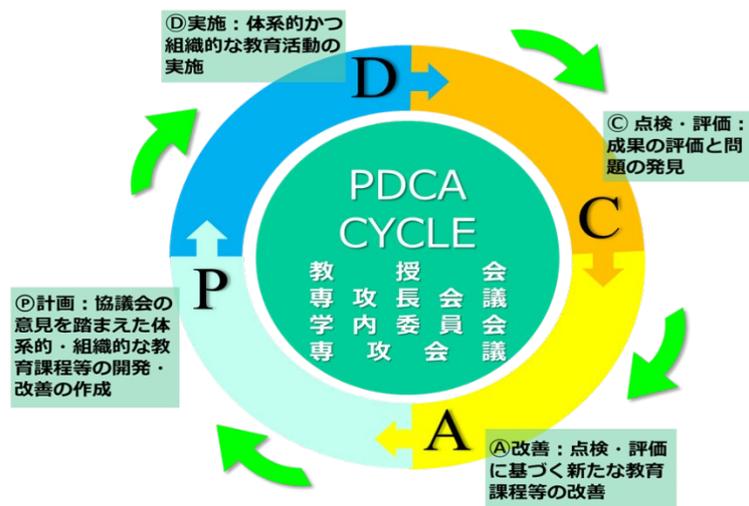
V-2-② 自己点検・評価は、三つのポリシーに基づくものであることについて

自己点検・評価の内容は、本学が掲げる三つのポリシーに基づき設定している。「高知リハビリテーション専門職大学 自己点検・評価の基本方針 第2版」における「自己点検・評価に関する作業のてびき」において、明確に示している。

基準Ⅰ「使命・目的等」については、専門職大学としての使命・目的に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）の三つのポリシーを反映させて、教育目的や養成する人材像を明確に定めるとともに、社会に表明することが必要であり、その点検・評価項目の要旨をまとめている。また、基準Ⅱ「学生」の項では、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を明確にしたうえで、適切かつ公平な選抜を行う必要がある、その点検・評価項目の要旨を設定している。また、基準Ⅲ「教育課程」については、リハビリテーション分野の専門職大学として、その教育目的に照らし、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）を策定し、その方針を踏まえてカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を策定することが必要であり、その点検・評価項目の要旨を説明している。さらに、基準Ⅳ「教員・職員」の項では、ディプロマ・ポリシー（DP）に沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい事務職員・教員像を定義する必要がある、その点検・評価項目の重要性を説明し、教職員が共通する見解をもって自己点検・評価を行うこととしている【資料V-2-2】。

V-2-③ 自己点検・評価の結果をPDCAサイクルに基づき、教育研究の改善・向上に反映させていることについて

前項でも述べたように、内部質保証委員会を中心とする本学の内部質保証のためのPDCAサイクルは、三つのポリシーに基づく教育目標を達成するための教育・研究、大学運営に関する中期目標・中期計画を立案（Plan）し、各課・各専攻・各委員会が計画の実施（Do）、IR推進室と連携しながら点検・評価（Check）、改善の実行（Action）を行うこととしている。本学では現在、教育課程の編成において、教育課程連携協議会の意見を踏まえ、次の図のように学内組織において教育課程の編成・実施・評価・改善は、PDCAサイクルにより組織的かつ継続的に推進することとしているが、今後の自己点検・評価結果においても、同様にPDCAサイクルの仕組みを構築し、機能させる必要がある（図：自己点検・評価のPDCAサイクル）。



図：自己点検・評価のPDCAサイクル

以上のPDCAサイクルに基づいて、本学の教育研究の改善・向上に反映させていることについて、令和5年度に取り組んだ内容を、今回の自己点検・評価報告書に倣って示す。

まず基準Ⅱの「学生」については、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、対面での募集活動を再開、学生募集活動職員（非常勤）を1名増員し、体制強化を図った。併せて、組織改編をした入学試験広報委員会のもと、学生確保に取り組んだ。その内容は、高知県との連携協定や、SNSを活用した発信を積極的に行うこと、テレビCM及びYOUTUBEでの広報配信などを行った。さらにペア学習・上級生との交流を図る「チューター制度」や、理事長・学長を含む学生との意見交換会を年1回開催するなど、学生支援や学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備し、改善に反映させた。

次に基準Ⅲの「教育課程および学修成果」については、カリキュラム・ポリシーの明確化と専門職大学としての体系的な教育課程の編成を実践するため、教育課程連携協議会を毎年2回以上定期的に開催し、教育課程の改正について協議会からの意見を求め、専門職大学として検討・反映されるよう学内体制を整備した。また履修指導・相談支援の体制整備については、担当グループ内のチューター制度の活用（上級生と下級生との交流）や、学修ポートフォリオ制度をよりよく運用できるように、全教員間で情報を共有し、体制整備にあたることとした。学習成果については、全ての授業科目に対する「授業評価報告書」の作成を今後も継続して行い、次年度以降の授業内容に反映させるよう取り組んだ。

基準Ⅳの「教員・職員」については、設置基準上の専任教員必要数は26名であるが、令和5年度は33名の専任教員を配置し、その構成は研究者教員19名と実務家教員14名とし、専門職大学としての教育を十分に実施できるよう配慮している。また教職員の資質向上を図るため、FD・SD委員会を設置し、大学全体として、組織的に教職員の能力開発に取り組んでいる。今後も大学教職員として、研修に参加し自己研鑽していくことの重要性を掲げ、研修参加への義務化など対応を実施していく。さ

らに、研究推進委員会が主催する科学研究費助成事業の採択に向けた研修も多数開講しており、採択件数も増加してきている。研究環境の整備について、全専任教員へ個別の研究室を整備し、共同研究室・研究備品の管理・個人研究費などの整備・体制を整えていく。加えて医療機関だけではなく、様々な公的機関とも連携協力を行い、教員個々の教育研究の環境を整備した。倫理審査方法についても見直しを行い、より厳正かつ迅速に審査が行われるよう、研究倫理審査委員会が中心となり体制を整備した。

最後の基準VI「地域との連携・特色」については、地域との連携を図るための体制を整備するため、高知県産学官民連携センター（ココプラ）のコーディネーターとして各専攻教員を配置し、研修・講座を高知市・土佐市の協力のもと、多数開講実施できた。また本学の特色ある教育研究活動の場となる、三つのサポート・センターの拡大と継続を行った。これらは、多くの学生の参加・協力もあり、「現場での実践力」を知る良い機会となっている。次年度は、地域貢献の「地域」と「対象者」をさらに広げるため、過疎地域での講座の開催を計画している。また、若年層への交流活動などを実施できるよう計画を進めていく。さらには、スポーツ・サポート・センター・クリニックの開設にむけて準備を進め、医療面からもサポートできるよう、体制を整えていく。

FD・SD研修について、令和5年度は、教職員対象のハラスメント防止対策として、全教職員対象と管理職対象を分けて開催した【資料V-2-7】。学生による授業評価のコメント内容では、PowerPoint教材の提示と授業の進行に関する内容が多く見られたことから、専任教員が授業の教材について見直しを行うためのFD研修を行う予定にしている【資料V-2-8】。

<エビデンス集 資料編>

【資料V-2-7】学内企画FD・SD研修受講状況（R5）

【資料V-2-8】授業評価アンケート（R5）

V-2-④ 自己点検・評価の結果を、学内で共有するとともに、社会へ公表していることについて

自己点検・評価の結果について、令和元年度から令和4年度までの「設置に係る設置計画履行状況報告書」、ならびに令和元年度から令和4年度までの「自己点検・評価報告書」は、社会への公表としてホームページにて公表している【資料V-2-4】

【資料V-2-5】【資料V-2-9】【資料V-2-10】。

教職員に対しては、ホームページで公表している旨を周知し、確認を促した。

<エビデンス集 資料編>

【資料V-2-9】令和3年度 自己点検・評価報告書

【資料V-2-10】大学ホームページ（自己点検・評価報告書）

（3）V-2の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のための手続きを年度初めに確認するとともに、組織的・継続的に
行っていく。また自己点検・評価の結果を教育研究の改善・向上にむけて、内部質保
証委員会がPDCAサイクルに基づいて行っていることを常に確認していく。

自己点検・評価の結果を学内で共有することについて、教職員に対して結果を丁寧
に説明するとともに、確認および周知を図るよう、内部質保証委員会が体制を整えて
いく。

基準VI 地域との連携・特色

VI-1 地域との連携に関する体制の整備と実施状況

項目	評価の視点・留意点
VI-1 地域との連携に関する体制の整備と実施状況	VI-1-① 地域との連携を図るための体制を整備し、教育研究活動を実施していること。
	VI-1-② 大学全体、及び学生・教員の個人等で、社会貢献活動を実施していること。

(1) VI-1 の自己判定

「満たしている」

(2) VI-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

VI-1-① 地域との連携を図るための体制を整備し、教育研究活動を実施していることについて

令和5年度は、高知県産学官民連携センター（ココプラ）のコーディネーターを各専攻の教員3名が務めた。高知県産学官民連携センター（ココプラ）専門講座1講座を本学が担当し、理学療法学専攻の専任教員が「本大学のスポーツ・サポート・センターの取組題」をテーマとし、オンデマンド研修を行った【資料VI-1-1】。

また、ビジネストレンドセミナーの「高知県の10年後の姿を考える（ヘルスケア編）」の講師も担当した。講師として理学療法学専攻の専任教員が「ロコモティブシンドローム～子どもの実態から加齢によって生じる問題を考察する～」、言語聴覚学専攻の専任教員が「地域在住高齢者の摂食・嚥下機能について」のテーマでショートプレゼンテーションを行い、パネルディスカッションにも登壇者として参加した【資料VI-1-2】。

令和5年度は「成長期の子供たちのスポーツ傷害とその予防～高知リハビリテーション専門職大学での活動を通して～」など、計14講座を高知市、土佐市にて実施した【資料VI-1-3】。

作業療法学専攻の、教育研究と地域への貢献及び地域との連携を推進するための活

動として、授業科目においては、地域課題研究Ⅱにおいて、地域貢献をテーマにした調査研究を行っている。

「スポーツ・サポート・センター」は、スポーツ選手やコーチ・スタッフなどが競技に向けた準備を行うために必要なスポーツ・医科学、情報等の機能を提供し、健康を総合的にサポートする活動を実践している【資料VI-1-4】。

令和5年度より本格的に始まった「ジョブ・サポート・センター」について、「社会参加」「働くこと」「地域連携・地域貢献」をテーマに、専攻教員が一丸となって取り組んでいる。特徴的なこととして、大学の所在地にある町の商店街で開催される『高岡蚤の市』にて活動を行っている。詳細はIV-1-③の項で示す。

令和5年度より運営が開始された「コミュニケーション・サポート・センター」は、地域の方とのコミュニケーションを重視し、様々な問題に対して向きあうことで、人生に新たな「彩り」を添えられるよう支援し、さらに「彩り豊かな世界」を共に広げていくことを目指す社会貢献活動である。令和5年度は「認知症予防、聞こえから生じる引きこもり防止」を目的に「聞こえの相談事業」を立ち上げた。

<エビデンス 資料編>

【資料VI-1-1】高知県産学官民連携センター「ココプラ」オンデマンド研修

【資料VI-1-2】高知県産学官民連携センター「ココプラ」:「高知県の10年後の姿を考える（ヘルスケア編）」

【資料VI-1-3】令和5年度 公開講座一覧

【資料VI-1-4】令和5年度 スポーツ・サポート・センター実施状況報告

VI-1-② 大学全体、及び学生・教員の個人等で、社会貢献活動を実施していることについて

大学全体の取り組みとしては、地域連携推進委員会にて、開催内容を検討し、実施している。令和5年度に地方公共団体との共催による公開講座は、計14回開催した。

本学から専任教員を派遣する出張講座は、ホームページでテーマを公開し、依頼に対応している。令和5年度は4件の依頼があった。内訳は小中学校1件、高等学校1件、100歳体操グループ1件、社会福祉協議会1件でそれらの依頼に対して派遣した【資料VI-1-5】。

学生については、地域の美化活動や救護スタッフ等について土佐市や社会福祉法人土佐市社会福祉協議会等より学生ボランティアの依頼があり、積極的に呼びかけた。令和5年度は7回、合計73名の学生、5名の教職員がボランティア活動に参加した。令和6年2月には、高知龍馬マラソンへ救護活動員として19名の学生を派遣した【資料VI-1-6】。

教員については、地方公共団体等による講演会や研修会の講師、学会や雑誌等の査読委員、各種関連団体における理事や委員長等の役職者となっている。令和5年度は、専任教員34名が延べ115件の社会貢献に取り組んでいる。【資料VI-1-7】【資料VI-1-8】【資料VI-1-9】。

＜エビデンス集 資料編＞

【資料VI-1-5】出張講座一覧(R5)

【資料VI-1-6】学生ボランティア活動一覧(R5)

【資料VI-1-7】令和5年度 社会貢献活動実施状況(市町村)

【資料VI-1-8】令和5年度 社会貢献活動実施状況(査読委員)

【資料VI-1-9】令和5年度 社会貢献活動実施状況(団体等役員)

(3) VI-1の改善・向上方策(将来計画)

令和6年度は地域貢献の「地域、対象者」をさらに広げる予定としており、公開講座の開催場所を高知市や土佐市の中心地だけではなく、公共交通機関の利用が困難かつ自家用車も利用できない高齢者が多い地域での公開講座を開催したいと考えている。また、令和5年度は地域貢献活動の対象者について、高齢者が半数以上を占めていたため、令和6年度は保育園や幼稚園、学校と連携し、交流活動などを計画する。現状より、地域と対象(特に子ども)を広げ、現在実施している内容を充実させる。

公開講座の開催情報は発信できたが、出張講義の内容は昨年度のままであり、対象者などを依頼者向けに更新できなかった。令和6年度は公開講座の開催情報、出張講義テーマ及び情報、社会貢献・地域貢献の情報を新規内容に更新し、大学公式ホームページより発信する。また、公開講座、出張講座のテーマを分かりやすくするために分野ごとに分け、対象者に分かりやすくする。

高知県産学官民連携センター(ココプラ)は、高知県の大学、県、そして民間の企業が連携し研究や産業を発展させる役割を担っている。まず、ココプラの役割を教員に理解してもらう必要があると考えている。

VI-2. 特色ある教育研究活動の実施状況

項目	評価の視点・留意点
VI-2. 特色ある教育研究活動の実施状況	VI-2-① 専門職大学の使命・目的を踏まえて、特色ある教育研究活動に努めていること。

(1) VI-2の自己判定

「満たしている」

(2) VI-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

VI-2-① 専門職大学の使命・目的を踏まえて、特色ある教育研究活動に努めている

こと

「スポーツ・サポート・センター」は、スポーツ選手やコーチ・スタッフなどが競技に向けた準備を行うために必要なスポーツ・医科学、情報等の機能を提供し、健康を総合的にサポートするためのものである。令和5年度は、理学療法学専攻の専任教員を中心に学生の協力のもと、高校生や県の代表選手等に対するメディカルチェックや監督や指導者への啓発活動等を本学及び練習場所にて、1年間で計49回のサポートを実施した。【資料VI-2-1】。

「ジョブ・サポート・センター」は、地域住民のよりよい生活の支援とその地域の元気な町づくりを実践し、高齢者や障害者の方々の活動と社会参加をサポートするためのものである。令和5年度より運営を開始し、作業療法学専攻の専任教員を中心に学生の協力のもと、大学の所在地にある町の商店街で開催される『蚤の市』にて、地元高齢者と若い世代との交流や企画イベントを実施し、社会的孤立の解消や社会参加に繋げるサポートを始めている。令和5年度のジョブ・サポート・センターの実績は令和5年7月から12月末までで9件であった【資料VI-2-2】。

「コミュニケーション・サポート・センター」は、小児から成人までの幅広い世代の地域住民や障害のある方々やその家族に対して、コミュニケーション及び嚥下に関する事項をサポートするためのものである。令和5年度より運営を開始した。令和5年度は言語聴覚学専攻の専任教員を中心に学生の協力のもと、大学の所在地にある高齢者介護予防支援事業の一環として「口腔・嚥下機能のチェック」を実施した。また、土佐市、土佐市あつたかふれあいセンター・とさの協力を得て「聞こえの相談事業」を立ち上げるに至った。本相談事業の運営に関しては令和6年度開始となる。その予備調査を令和5年度に実施した。コミュニケーション・サポート・センターの実績は令和5年7月から12月末までで18件のサポートを実施した【資料VI-2-1】【資料VI-2-3】。

また、ジョブ・サポート・センターとコミュニケーション・サポート・センターの共同で「SST 夏期講習 ソーシャルスキルトレーニング」を実施した。希望者の募集に関しては、大学に隣接する児童発達支援センター、高知県立療育福祉センターに依頼し、募集ポスターを掲示した。令和5年度の希望者は1名であったが、次年度も継続して実施予定である【資料VI-2-4】。

以上のように、本学の個性・特色である地域貢献に繋がる実習科目と、三つのサポートセンターの活動により、「実践の知」が修得できるようになっている。

「地域課題研究Ⅱ」は、地域貢献に重点を置き、学内での学修と現地を訪問する学修とを組合せ、学びを深めていくものである。令和5年度理学療法学専攻教員が担当した研究テーマは、「がん予防のための意識向上に向けたがん教育と身体活動量増加の効果への取り組み」、「小学生におけるインターネットの使用が生活習慣や自己肯定感に及ぼす影響」、「小児を対象としたバランスクッションの開発—発達障害児に対して—」、「叶えてみん？高齢者ニーズ～地域とのふれあいを学びへ～」、「障がい者支援施設における腰痛症対策—障がい者支援施設職員対象として—」、「土佐市の横断歩道における青信号点灯時間の調査～高齢者の交通安全に着目して～」、「野球選手の成長

期に起こる肩の痛みの要因とリスク」など、小学生や高齢者、障害者の地域生活課題や、腰痛症やがん等の疾病に対する理解促進のための取り組み等、多様な内容であった。すべての専攻教員が、地域貢献を想定した研究内容としていたが、その調査対象・方法が学内に限られている、基礎的なデータを収集する研究になっている側面があった【資料VI-2-5】。

令和5年度の「理学療法地域支援実習」は、高知県が独自の事業として実施している「あったかふれあいセンター」にて実施した【資料VI-2-6】。

「スポーツ・サポート・センター」は、スポーツ選手やコーチ・スタッフなどが競技に向けた準備を行うために必要なスポーツ・医科学、情報等の機能を提供し、健康を総合的にサポートするためのものである。令和5年度は、理学療法学専攻の専任教員を中心に学生の協力のもと、高校生や県の代表選手等に対するメディカルチェックや監督や指導者への啓発活動等を本学及び練習場所にて、1年間で計49回のサポートを実施した【資料VI-2-7】。

令和5年度に作業療法学専攻の教員が担当した地域課題研究Ⅱの課題テーマについて、そのすべてが、地域で暮らす高齢者や障害者の課題について学生たちが調査し、地域特性やその人の特性を理解しながら解決する方策を検討した内容であった。すべての専攻教員が、地域を想定した研究内容としていたが、その調査対象・方法が学内に限られていたり、「地域・中山間地域」と乖離しているものや、基礎的なデータを収集する研究になっている側面もあった。この授業の進捗状況については教務委員会で調査がなされるが、課題テーマがこの授業科目の概要に沿ったものであるかどうかの検討はなされていない。

展開科目と「作業療法地域支援実習」については、令和4年度と同様の内容を行った。

次に、基準VI-1-①に示したジョブ・サポート・センターの稼働状況について説明する。作業療法学専攻では、「ジョブ・サポート・センター」を設置し、地域住民のよりよい生活の支援とその地域の元気な町づくりを実践し、高齢者や障害者の方々の活動と社会参加をサポートしている。令和5年度より本格的な運営を開始し、作業療法学専攻の専任教員を中心に学生の協力のもと実施した。代表的な活動として、大学の所在地にある町の商店街で開催される『高岡蚤の市』にて、地元高齢者と若い世代との交流や企画イベントを実施し、社会的孤立の解消や社会参加に繋げるサポートを始めた。毎月1回開催される高岡蚤の市に学生とともに参加し、障害をもつ人、そのご家族、地域の子ども・高齢者、その他の地域住民が一体となり、イベントに取り組むことができた。

言語聴覚学専攻の教員が担当する令和5年度の地域課題研究テーマは、発達障がい児にとっての遊び場に関する現状と課題—アンケート調査より—、地域在住高齢者の嚥下機能について—のど体操の習慣化を目指して—、土佐市の足！ドラゴンバス！！～現状と取り組み～で発表を行い、とさっちくらぶ、土佐市内の公民館、土佐市役所と連携し調査を実施した。【資料VI-2-8】。

令和5年度は「言語聴覚療法地域支援実習」を未就園の子どもと保護者の方々を対象とする園庭開放事業を実施している「幼稚園」、土佐市社会福祉協議会の事業であり、

地域住民の集いの場となっている「あったかふれあいセンター」、障害者支援施設「あじさい園」で実施した。

＜エビデンス集（資料編）＞

- 【資料VI-2-1】 スポーツ・サポート・センター実施状況報告(R5)
- 【資料VI-2-2】 ジョブ・サポート・センター実施状況報告(R5)
- 【資料VI-2-3】 コミュニケーション・サポート・センター実施状況報告(R5)
- 【資料VI-2-4】 SST 夏期講習 ソーシャルスキルトレーニング募集資料
- 【資料VI-2-5】 地域課題研究Ⅱ 成果発表会抄録集(R5)
- 【資料VI-2-6】 理学療法地域支援実習 施設一覧(R5)
- 【資料VI-2-7】 スポーツ・サポート・センター概要
- 【資料VI-2-8】 学外授業等協力施設一覧表(R5)

（3）VI-2の改善・向上方策（将来計画）

各サポートセンターに関しては、「スポーツ・サポート・センター」は前年度同様の活動の継続、スポーツ・サポート・センター・クリニックの開設に向けて準備をする。これまでのスポーツ・サポート・センターは、コンディショニング、リコンディショニングであったが、メディカルとしてクリニックを開設し、医療面からもサポートすることを目的としている。

そのために大学内へのクリニック設置に向け計画を立て開設に向けた準備を進める。

令和4年度までは、本学教員の教育研究活動を充実・拡充するための準備段階として、さまざまな協定を結んできた。教育研究活動については、今後積極的に実施できるよう検討を行い、順次進めていく予定である。

ジョブ・サポート・センター及びコミュニケーション・サポート・センターの地域住民などへの周知、地域貢献活動の更なる充実を目指していく。ジョブ・サポート・センターの活動範囲は、土佐市高岡の蚤の市を通して活動を実施している。その活動内容は、月に1回開催される蚤の市に出店し、地域の子供たちや高齢者たち、一般地域住民などと店舗の中でコミュニケーションを通じた社会参加をしていくことである。出店において、販売や出店準備などを大学生と共に認知症高齢者や地域の高齢者、障害者たちと共に実施していくことでその人たちの仕事を通じた社会参加に貢献できると考える。

コミュニケーション・サポート・センターは限定した地域、施設での活動が多かったため、次年度以降は地域、対象者の幅を広げる。また、令和5年度に立ち上げた「聞こえの相談事業」については地域の公民館、あったかふれあいセンターなどでの相談業務を開始していく予定である。

「地域課題研究Ⅱ」の意義・目的は、地域貢献に重点を置き、学内での学修と現地を訪問する学修とを組合せ、学びを深めていくことにある。専攻教員は、この意義・目的を再認識し、土佐市を中心とした地域における課題に関して、自治体や教育機関、高齢者・障害者施設等と連携・協力しながら実践できるようにすすめていく。

理学療法学専攻では、「スポーツ・サポート・センター」を中心に、地域貢献活動を継続していく。本活動には、教員のみでなく、多くの学生の参加・協力があつた。本活動経験は、教員とともに社会貢献活動に参加することによる「現場での実践力」を知る機会としても有用であり、引き続き、より多くの学生の参加・協力を得ることができるよう検討・調整しながら実施していく。

作業療法学専攻では、「ジョブ・サポート・センター」を中心に、地域貢献活動を継続していく。このなかで、障害をもつ当事者が役割をもち、地域住民と一体となって地域活性化に協力するという視点で、専攻教員も学生とともに取り組んでいく。

社会貢献活動について、作業療法学専攻でも専門職大学の教員として重要な職務であると考えており、教員によって差はあるが取り組みは多くみられた。今後は教育に還元するという視点も多くもつために、学生と一緒に参加できるように検討していく。それはいわゆる「ボランティア」という視点だけではなく、教員とともに社会貢献活動に参加することによる「現場での実践力」を知る機会を作るためでもある。現在検討されている「ポイント制度」とタイアップさせることも視野に入れながら検討していきたい。

特色ある教育活動は一定程度行えていると評価しているが、特色ある研究活動に進むために、まずは地域課題研究Ⅱから、「地域貢献に重点をおく」ということを再確認し、そのための調査・研究が、現在どの段階に位置づけられるものかを教員それぞれが意識しながら取り組めるよう、専攻として周知していく。

言語聴覚学専攻では、地域課題研究（科目「地域課題研究Ⅱ」）に関しては、引き続き学生と相談したうえで、土佐市を中心とした地域に関する問題を取り上げていきたいと考えている。また、言語聴覚療法地域支援実習に関しても、「幼稚園」「あつたかふれあいセンター」「あじさい園」等との協力を得て実施していきたいと考えている。令和6年度に関しては、他の実習科目の中で、幼児や高齢者を学校に招き、検査等の学修に積極的に参加する機会を増やしていきたい計画している。

コミュニケーション・サポート・センターに関しては、「口腔・嚥下機能のチェック」に加え、土佐市、土佐市「あつたかふれあいセンター・とさ」の協力を得て「聞こえの相談事業」を立ち上げ、令和6年度からの実施となっている。そのた、本センターにおいては、地域住民に対して障害を理解してもらうための講演会や、言語聴覚士のレベルアップのための勉強会等の実施も検討していきたいと考えている。